

第7期向日市障がい福祉計画
第3期向日市障がい児福祉計画

令和6年3月
向日市

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の目的及び趣旨.....	1
2 計画の基本理念.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の実施期間.....	4
5 計画策定の手順.....	5
第2章 向日市の現状.....	7
1 人口の推移.....	7
2 障がい者手帳所持者の状況.....	8
3 アンケート調査の結果.....	12
4 団体ヒアリング調査の結果.....	18
5 事業所調査の結果.....	21
6 現状のまとめ.....	22
第3章 障害者総合支援法に基づくサービスについて.....	26
1 提供体制の確保に係る目標.....	26
2 サービス見込み量と確保の方策.....	31
3 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策.....	54
第4章 児童福祉法に基づくサービスについて.....	67
1 提供体制の確保に係る目標.....	67
2 サービス見込み量と確保の方策.....	69
第5章 計画の推進.....	76
1 連携体制の充実・理解の促進.....	76
2 計画の進捗管理と評価.....	76
3 国や京都府への働きかけ.....	77
資料編.....	78

「障がい」の表記について

向日市では、人や人の心身の状態を表す「障害」を、法律用語や固有名詞などを除き「障がい」と表記しています。

これは、「害」という字が否定的なイメージを連想させ、人に不快感や差別感を与えかねないため、互いに人権を尊重し、障がいのある人への理解を深めるためです。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的及び趣旨

(1) 国の障がい者施策の動向

平成18年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向け、わが国では、平成19年の署名以降、必要な法律の整備が進められてきました。

平成23年には障害者基本法が大幅に改正され、法の目的を「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とし、障がい者の定義の見直しや地域社会における共生、差別の禁止、国際協調などが規定されたほか、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成25年には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正・施行され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などの複数の法律の整備を経て、わが国は、平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。

令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務づけられたほか、医療的ケア児やその家族に対する支援に関し、国や地方公共団体等の責務を定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

また、令和5年には、共生社会の実現に向け、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、障害者基本計画（第5次）が策定されました。

(2) 京都府の障がい者施策の動向

京都府では、国の法制度等の整備に合わせ、平成26年に、すべての府民が障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指して、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が制定されました。

その後、平成30年には、言語としての手話の普及を進めるとともに、聞こえに障害のある人とない人とが相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う聞こえの共生社会を推進するため、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」が制定されました。

また、令和2年3月に「第4期京都府障害者基本計画」が、令和3年3月には「第6期京都府障害福祉計画」「第2期京都府障害児福祉計画」が策定され、障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策が総合的・計画的に推進されています。

(3) 向日市の障がい者施策の動向

本市では、平成29年に障がい者福祉施策の基本的な理念と方向性を定める「第3次向日市障がい者計画」を策定し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを進めてきました。

平成29年3月3日（耳の日）に「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」（以下「向日市手話言語条例」という。）を施行し、市民の方を対象とした手話教室の充実を図るほか、手話を学べる動画の作成や、「ろう者」、「難聴者」、「手話通訳者」を主人公に設定した手話マンガを作成するなど、聴覚障がいや手話への理解の促進と手話の普及に取り組んできました。

また、令和元年度から、医療的ケアを受けている障がい児や重度の障害のある方が安定した日常生活を営み、親子ともに社会参加できる共生社会の実現を図るため、医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業を実施しています。

令和3年には障害福祉サービス等の見込み量や確保のための方策を定めた「第6期向日市障がい福祉計画・第2期向日市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供に努めています。

(4) 計画策定の目的及び趣旨

現行計画の「第6期向日市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、令和6年3月をもって計画期間を終了します。

そのため、これまでの障がい者福祉を取り巻く環境の変化と国や京都府の動向を踏まえ、前期計画期間における障害福祉サービス、障がい児の支援と地域生活支援事業の実績や計画の進捗状況を確認するとともに、あらためて障がいのある人のニーズや課題を把握したうえで、令和8年度までの必要なサービスの見込み量等を示す「第7期向日市障がい福祉計画」と、障がい児に対する支援の円滑な実施を推進する「第3期向日市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の基本理念

**障がいのある人もない人も
いきいきと共に暮らせる
ぬくもりのあるまち**

障害者基本法は、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場、学校など日常生活のあらゆる場面で合理的な配慮や必要な支援のもと、共に支え合う「共生社会」の実現を求めています。

現在、本市ではまちづくりの最上位計画である「第2次ふるさと向日市創生計画」に基づき、人と暮らしに明るくやさしいまちづくりを進め、安心して暮らし続けられる共生社会の実現に取

り組んでいます。

本計画では「第3次向日市障がい者計画」及び「第6期向日市障がい福祉計画・第2期向日市障がい児福祉計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も いきいきと共に暮らせるぬくもりのあるまち」を継承し、障がいのある人に対する差別や偏見を解消する取組を進め、共生社会の実現に向けて施策を推進していきます。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」です。

① 市町村障害福祉計画

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めるものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

② 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害児通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量等を定めるものです。

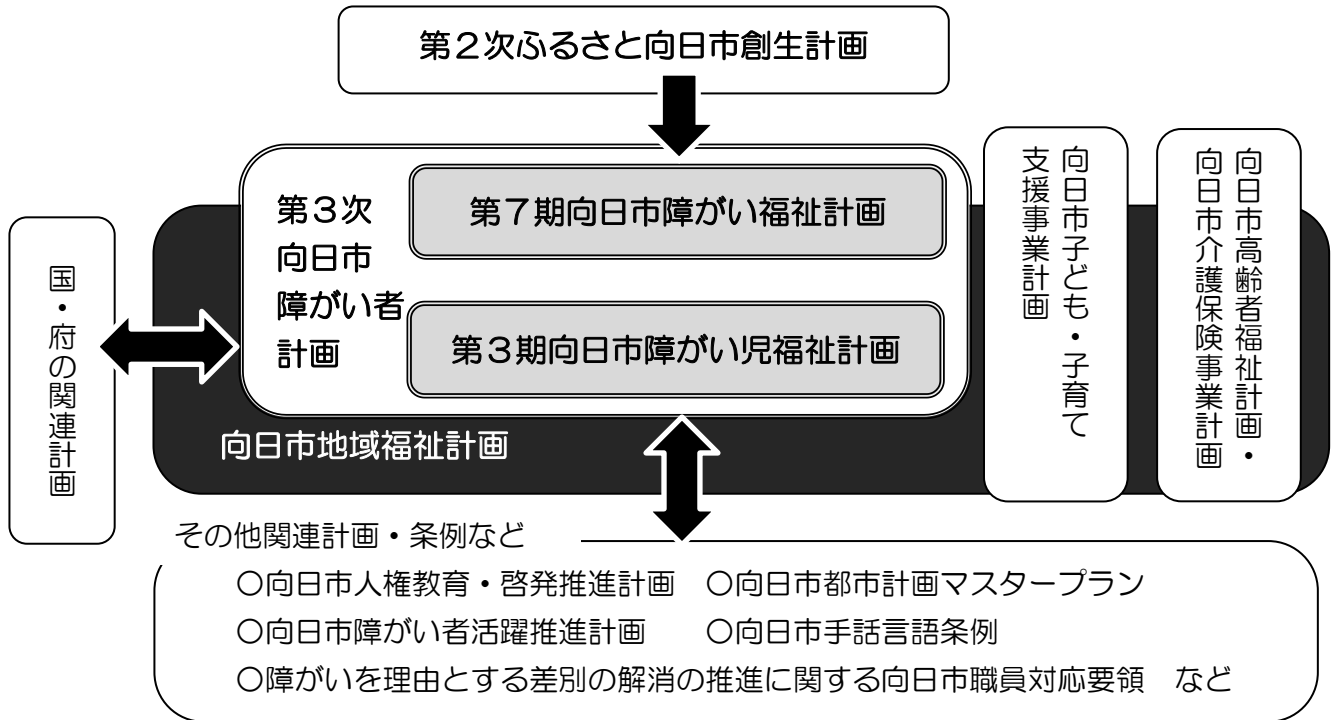
児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画間での位置づけ

「第7期向日市障がい福祉計画」及び「第3期向日市障がい児福祉計画」の策定においては、本市の障がい者施策の基本方針である「第3次向日市障がい者計画」や本市のまちづくりの最上位計画「第2次ふるさと向日市創生計画」、福祉関連計画とも調和が保たれた計画とします。

■ 関連計画間での本計画の位置づけ



4 計画の実施期間

「第7期向日市障がい福祉計画」及び「第3期向日市障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。なお、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や、法令・制度の改正が生じた場合は、適時見直しを行います。

H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第3次向日市障がい者計画								
第5期向日市障がい福祉計画		第6期向日市障がい福祉計画			第7期向日市障がい福祉計画			
第1期向日市障がい児福祉計画		第2期向日市障がい児福祉計画			第3期向日市障がい児福祉計画			

5 計画策定の手順

本計画の策定にあたり、以下の審議・調査等を実施しました。

(1) 向日市障害者計画策定委員会における審議

本計画は、学識経験者や関係団体の代表者、行政関係者等から構成される「向日市障害者計画策定委員会」において検討し、それらを踏まえて策定しました。

(2) 障害福祉サービス等に対するニーズや生活実態の把握

① アンケート調査

市内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人を対象に、生活状況やニーズなどを把握するためのアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査対象者	市内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人のうち、2,000人
抽出方法	<悉皆調査> ・18歳～64歳の身体障害者手帳所持者 ・18歳以上の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ・18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 <無作為抽出> ・65歳以上の身体障害者手帳所持者
調査の種類	18歳以上対象調査・18歳未満対象調査
調査期間	令和4年9月16日～10月11日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	18歳以上対象調査…配布数：1,867件 回収数：756件 回収率：40.5% 18歳未満対象調査…配布数：133件 回収数：59件 回収率：44.4%

② 事業所調査

障害福祉サービス等を提供している事業所に対して、市民へのサービスの提供状況や今後のサービス展開への意向などを把握するためのアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査対象者	市内外の障害福祉サービス等提供事業者
調査期間	令和4年9月16日～10月11日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数：200件 回収数99件 回収率：49.5%

③ 障がい児者団体へのヒアリング調査

障がい者施策に関係する障がい児者団体に対して、成果目標の達成に向けた課題や障害福祉サービス等のニーズ、生活実態を把握するため、事前にヒアリングシートを配布し、その回答をもとに、団体ごとにヒアリング調査を実施しました。

【協力いただいた団体】

○あらぐさ会	○サークルぼちぼち
○乙訓楽苑 家族会	○ひまわり会
○乙訓障害児父母の会	○向日が丘支援学校PTA
○乙訓手をつなぐ親の会	○向日市身体障害者協会
○乙訓やよい会	○向日市難聴者協会
○乙訓心臓病の子どもを守る会	○向日市ろうあ協会
○京都府視覚障害者協会向日支部	○若竹苑利用者家族会 若竹会

【調査期間】

令和5年9月25日～10月4日

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見を伺うために、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの実施期間は令和6年1月5日～2月5日です。

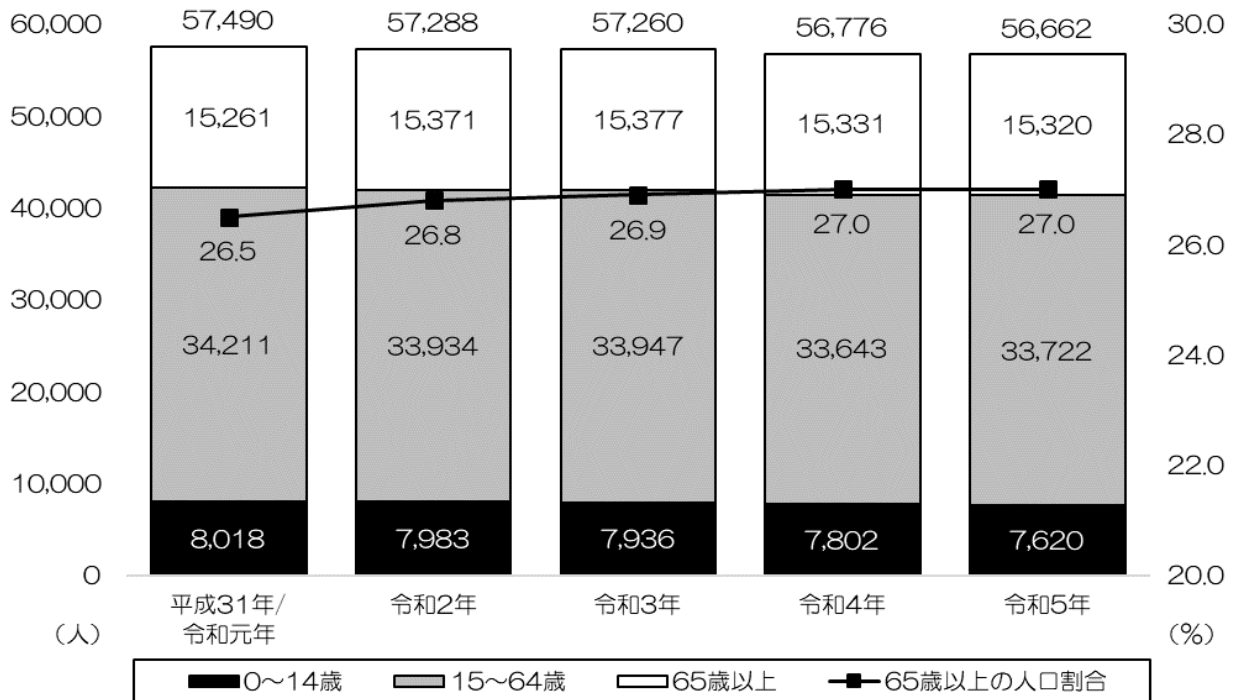
第2章 向日市の現状

1 人口の推移

本市の総人口は、令和5年4月1日時点で56,662人です。

年齢3区分別で見ると、令和元年から令和5年にかけては65歳以上の人口割合が増加してきていますが、0～14歳の人口割合は減少傾向にあります。

なお、令和5年4月1日時点での本市の高齢化率は27.0%となっています。



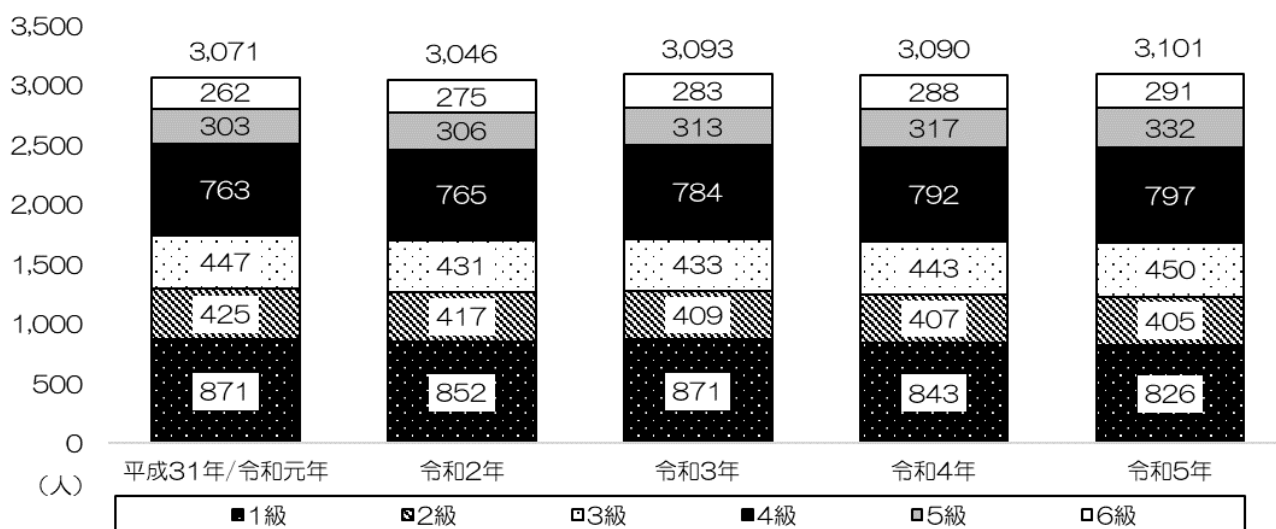
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障がい者手帳所持者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、概ね 3,000 人程度で推移しており、令和5年時点で 3,101 人となっています。

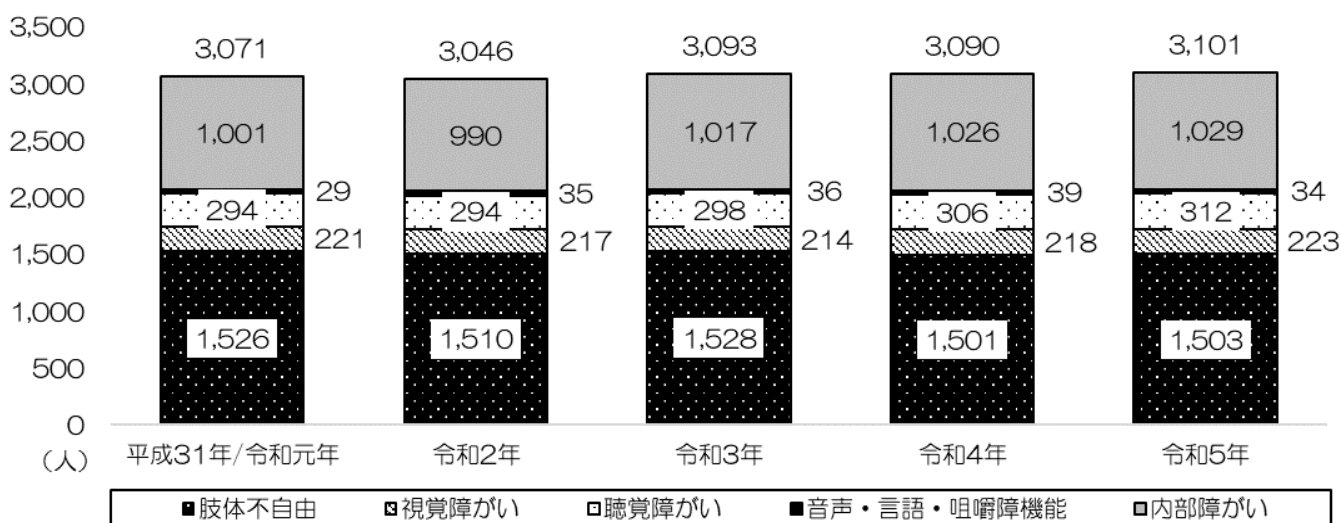
等級別にみると各年 1 級が最も多く、令和5年時点では 826 人となっており、身体障害者手帳所持者数の 3 割近くを占めています。



資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年3月末現在）

注：未返還者を除く。

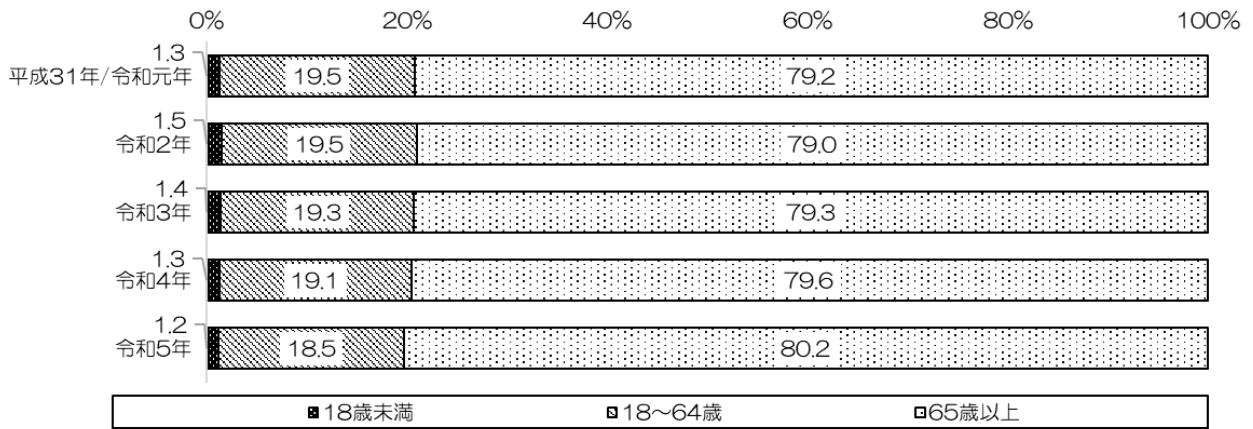
部位別にみると、各年とも「肢体不自由」が最も多く、令和5年時点で 1,503 人となっています。次いで「内部障がい」が 1,029 人、「聴覚障がい」が 312 人となっています。



資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年3月末現在）

注：未返還者を除く。

年齢別にみると、65歳以上は増加傾向にある一方で、18～64歳は減少傾向にあります。
 令和5年時点では65歳以上が80.2%（2,488人）と最も多く、次いで18～64歳が18.5%（575人）、18歳未満が1.2%（38人）となっています。



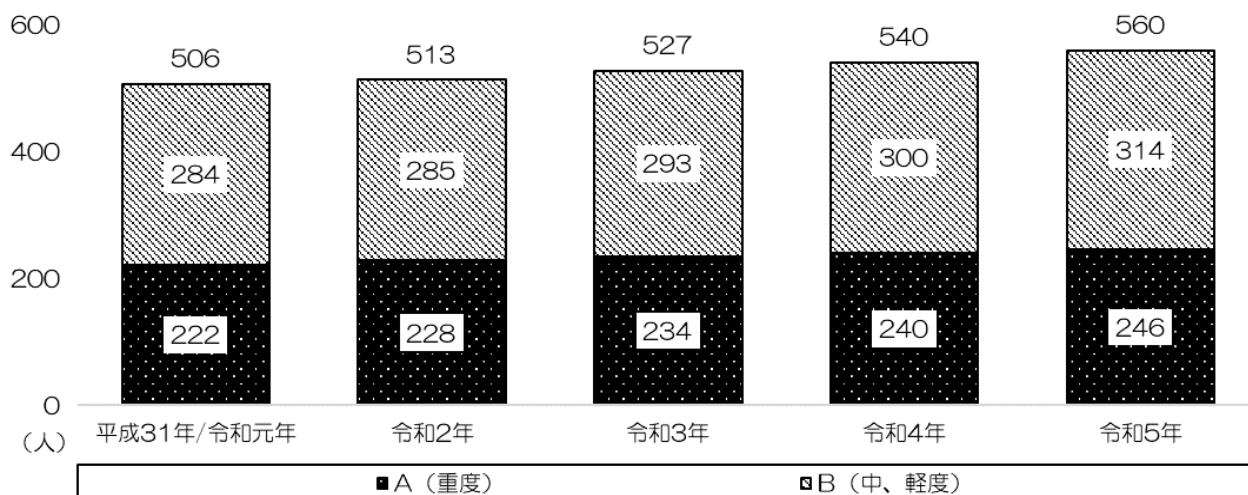
資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年3月末現在）

注：未返還者を除く。

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和5年時点で560人となっています。

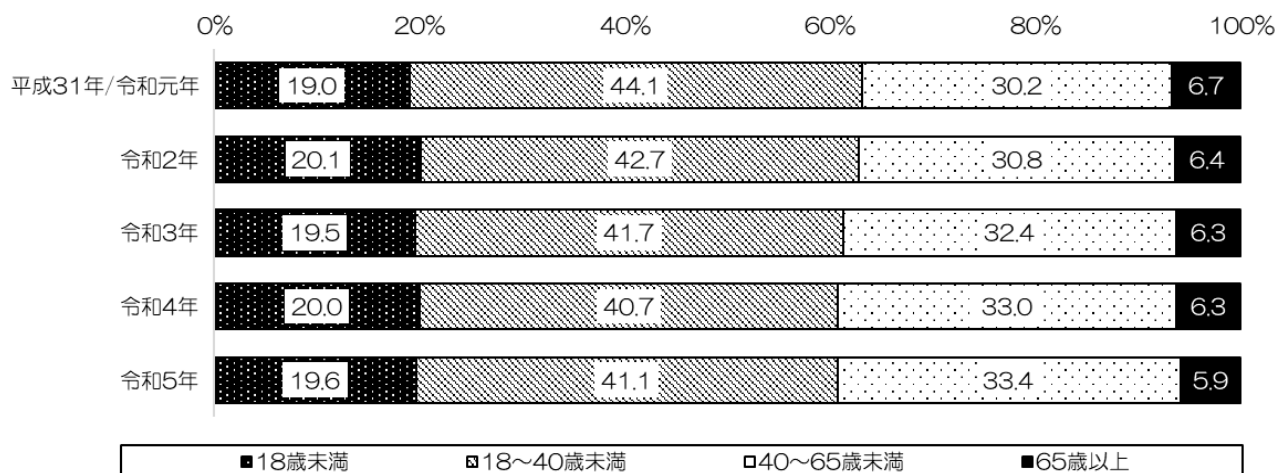
また、判定別でみると、令和5年で「A（重度）」が246人、「B（中、軽度）」が314人となっています。



資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府、各年3月末現在）

年齢別にみると、40～65歳未満は増加傾向にあります。

令和5年時点では18～40歳未満が41.1%（230人）と最も多く、次いで40～65歳未満が33.4%（187人）、18歳未満が19.6%（110人）、65歳以上が5.9%（33人）となっています。

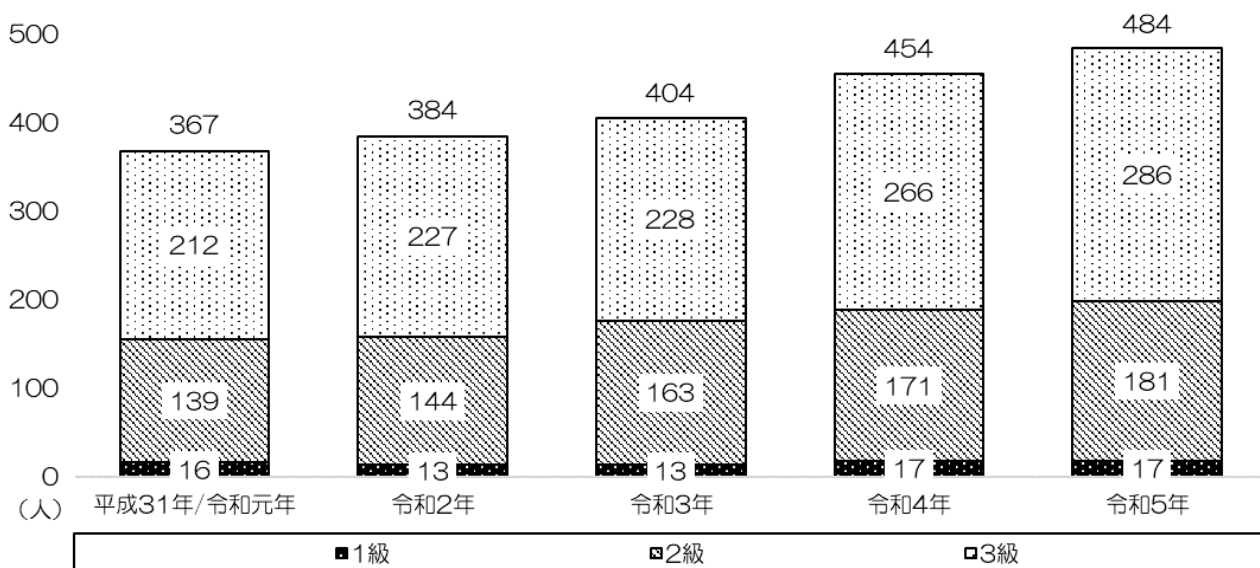


資料：療育手帳所持者年齢別一覧（京都府、3月末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和5年時点で484人となっています。

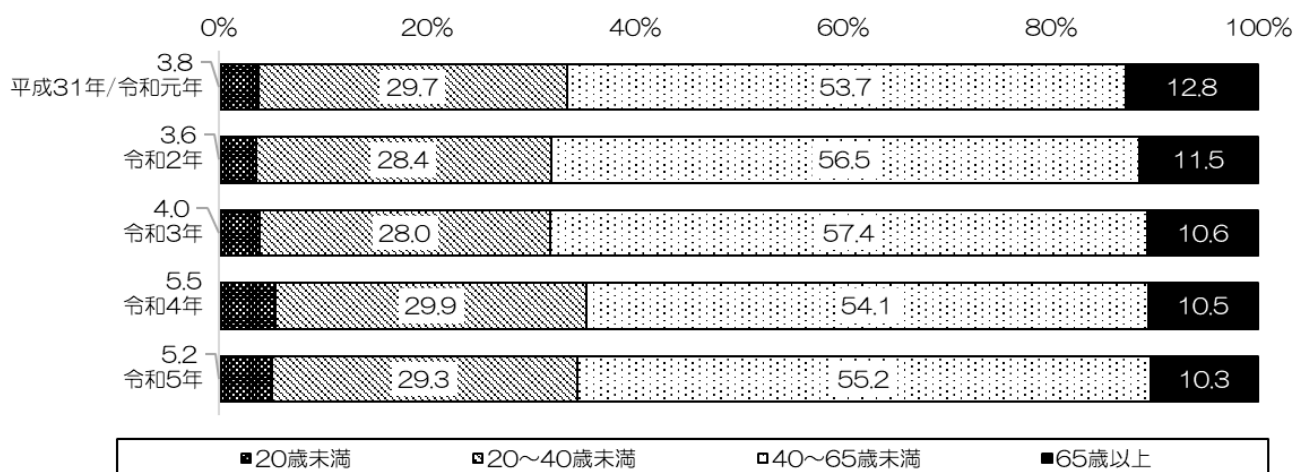
等級別で見ると、「2級」及び「3級」は年々増加しており、令和5年時点では「1級」が17人、「2級」が181人、「3級」が286人となっています。



注：手帳所持者数は有効期間内の人数

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年3月末現在）

年齢別にみると、令和5年時点では40～65歳未満が55.2%（267人）と最も多く、次いで20～40歳未満が29.3%（142人）、65歳以上が10.3%（50人）、20歳未満が5.2%（25人）となっています。



注：手帳所持者数は有効期間内の人数

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年3月末現在）

3 アンケート調査の結果

【留意点】

- 図表中の「n」とは、集計対象者実数（回答者数）を表しています。
- 図表の数値（%）は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。
- 表・グラフでクロス集計結果を表記していますが、属性部分（表側）の「不明・無回答」を省略しているため、集計対象者数（n）の合計は回収数と一致しません。

（1）回答者の状況

■ 18歳以上対象調査

単位：上段…人、下段…%

	合計	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～74歳	75歳以上	不明・無回答
全体	756 (100.0)	7 (0.9)	45 (6.0)	70 (9.3)	98 (13.0)	103 (13.6)	52 (6.9)	111 (14.7)	260 (34.4)	10 (1.3)
身体障害者手帳	510 (100.0)	2 (0.4)	4 (0.8)	19 (3.7)	51 (10.0)	55 (10.8)	41 (8.0)	94 (18.4)	241 (47.3)	3 (0.6)
療育手帳	147 (100.0)	4 (2.7)	27 (18.4)	37 (25.2)	35 (23.8)	24 (16.3)	2 (1.4)	6 (4.1)	10 (6.8)	2 (1.4)
精神障害者保健福祉手帳	144 (100.0)	4 (2.8)	14 (9.7)	25 (17.4)	32 (22.2)	41 (28.5)	9 (6.3)	13 (9.0)	6 (4.2)	0 (0.0)

■ 18歳未満対象調査

単位：上段…人、下段…%

	合計	2歳以下	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	不明・無回答
全体	59 (100.0)	0 (0.0)	10 (16.9)	26 (44.1)	10 (16.9)	13 (22.0)	0 (0.0)
身体障害者手帳	17 (100.0)	0 (0.0)	6 (35.3)	5 (29.4)	1 (5.9)	5 (29.4)	0 (0.0)
療育手帳	43 (100.0)	0 (0.0)	7 (16.3)	19 (44.2)	8 (18.6)	9 (20.9)	0 (0.0)
精神障害者保健福祉手帳	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)

(2) 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の利用状況と利用意向

①障害福祉サービス等の利用状況と今後3年間の利用意向

18歳未満の障害福祉サービス等の利用状況及び利用意向をみると、「放課後等デイサービス」が利用状況で66.1%、利用意向で76.3%とそれぞれ最も高くなっています。また、利用意向については、「短期入所」が次いで高くなっています。

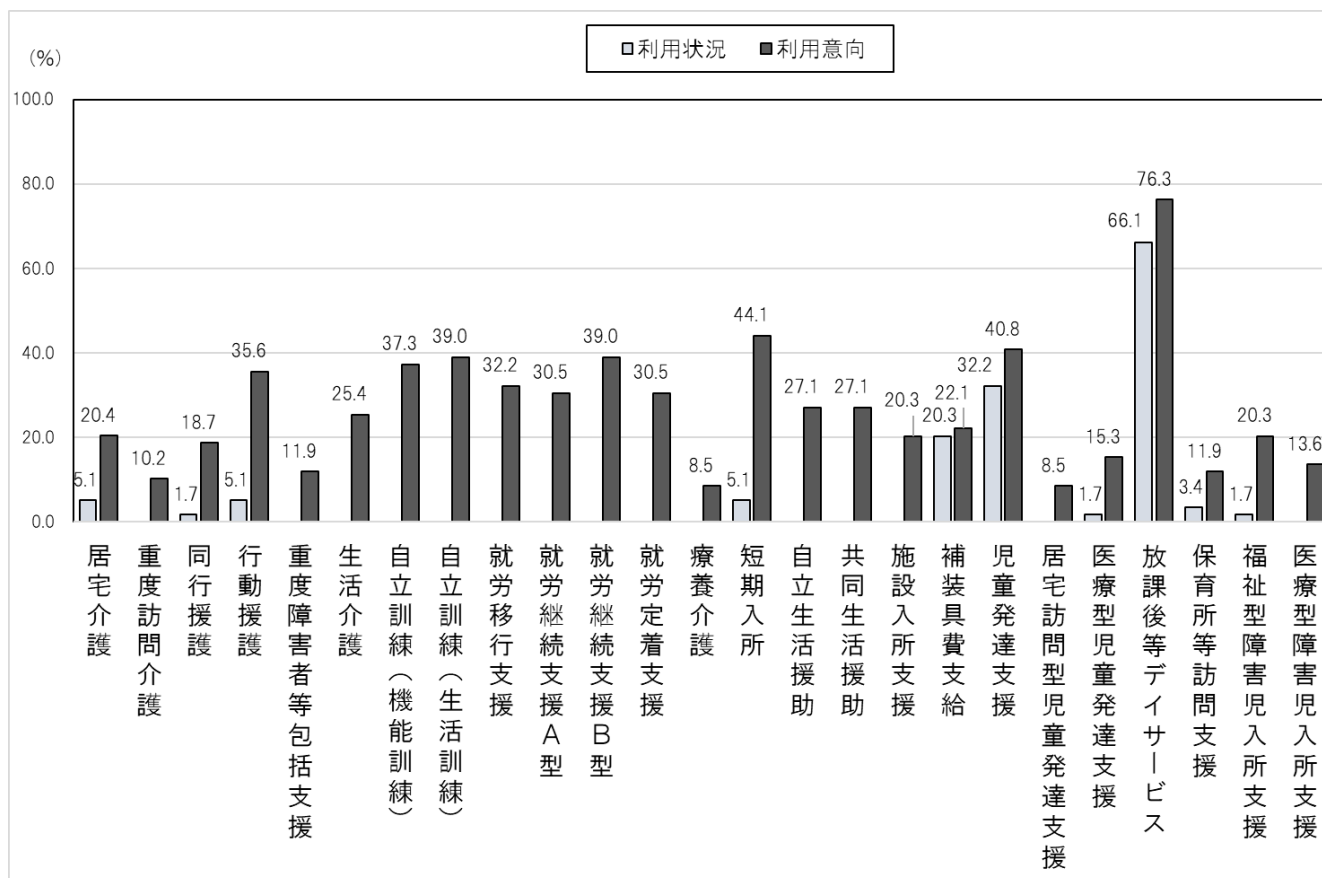
18～39歳の場合、利用状況では「就労継続支援B型」が20.5%と最も高く、次いで「生活介護」が高くなっています。利用意向では「共同生活援助」が34.5%と最も高く、次いで「短期入所」が高くなっています。

40～64歳の場合、利用状況では「居宅介護」が11.1%と最も高く、利用意向でも「居宅介護」が23.0%と最も高く、次いで「補装具費支給」が高くなっています。

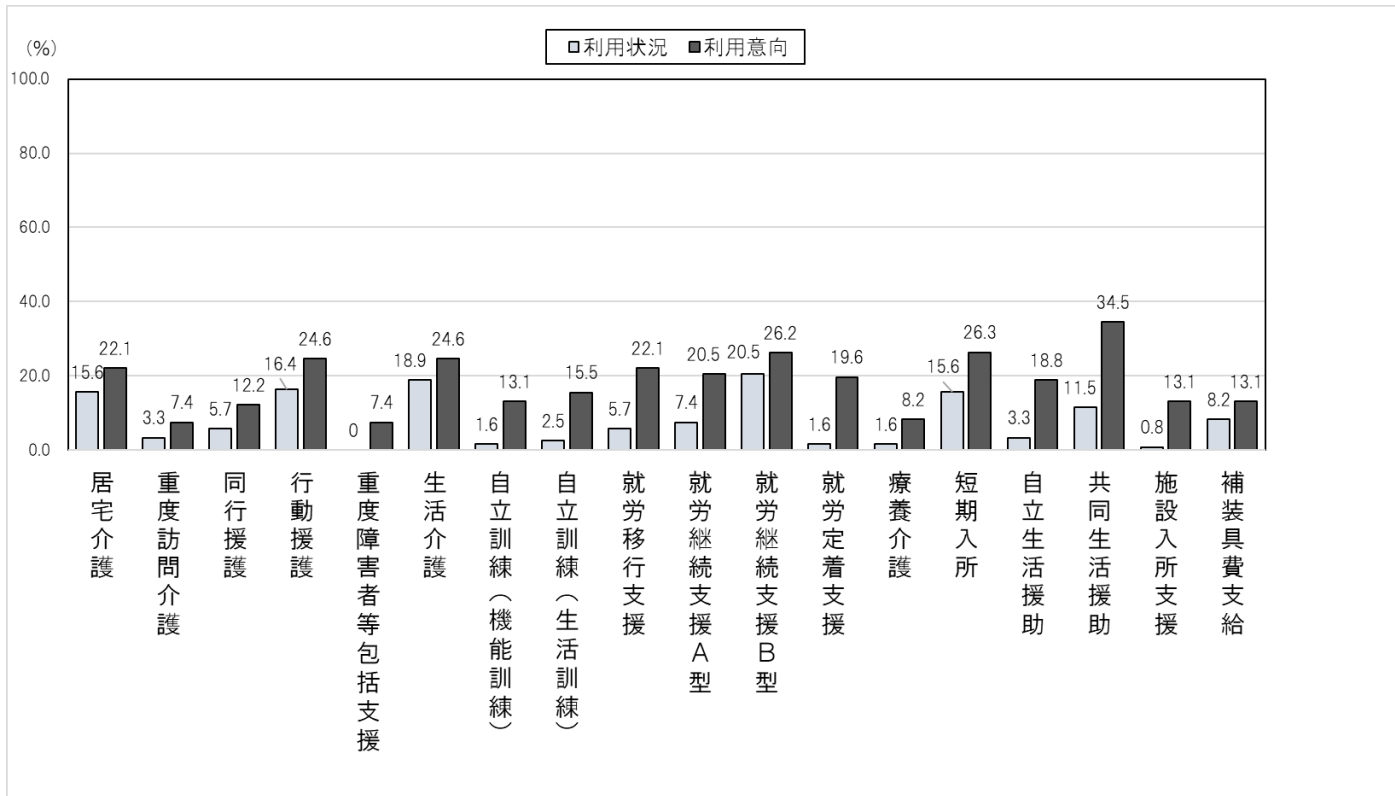
65歳以上の場合、利用状況では「補装具費支給」が10.8%と最も高くなっています。利用意向では「居宅介護」が31.8%と最も高く、次いで「短期入所」が高くなっています。

所持手帳別の利用意向をみると、身体障害者手帳では「居宅介護」、療育手帳では「共同生活援助」、精神障害者保健福祉手帳では「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」が最も高くなっています。

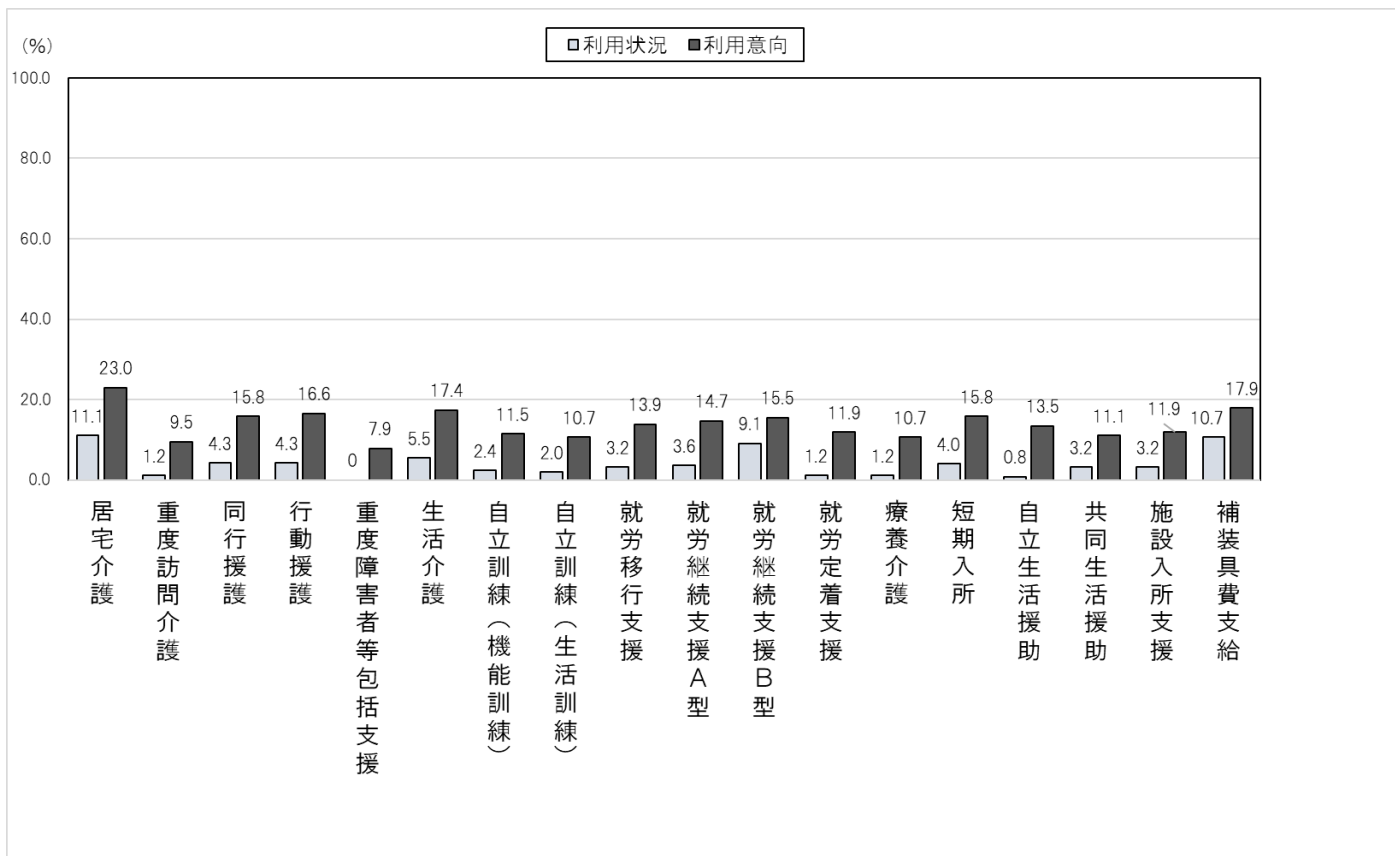
【18歳未満における障害福祉サービス等の利用状況と今後の3年間の利用意向 (n=59)】



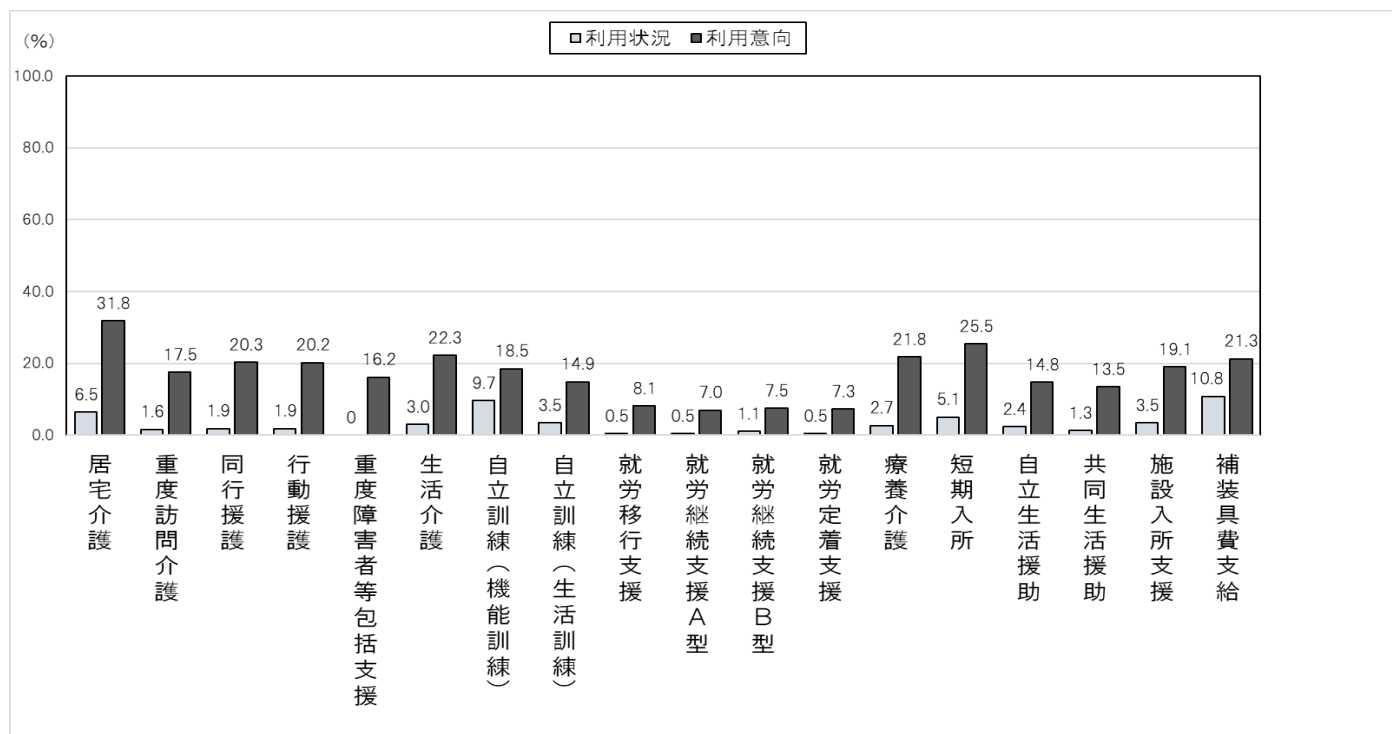
【18～39 歳における障害福祉サービス等の利用状況と今後の3年間の利用意向 (n=122)】



【40～64 歳における障害福祉サービス等の利用状況と今後の3年間の利用意向 (n=253)】



【65歳以上における障害福祉サービス等の利用状況と今後の3年間の利用意向（n=371）】



【障害福祉サービス等の今後3年間の所持手帳別利用意向（18歳以上）】

単位：上段…人、下段…%

	n	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援
		身体障害者手帳	510	140 27.4	76 14.9	94 18.5	94 18.5	73 14.3	109 21.4	87 17.0
療育手帳	147	42 28.6	15 10.3	23 15.6	35 23.8	13 8.9	41 27.9	13 8.9	18 12.3	25 17.0
精神障害者保健福祉手帳	144	29 20.2	6 4.2	15 10.4	24 16.7	7 4.9	16 11.1	19 13.2	17 11.8	31 21.6

	n	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	補装具費支給
		身体障害者手帳	510	46 9.1	47 9.3	41 8.1	91 17.9	108 21.3	72 14.2	62 12.2
療育手帳	147	21 14.3	32 21.7	18 12.3	14 9.6	45 30.5	24 16.3	48 32.6	28 19.0	17 11.5
精神障害者保健福祉手帳	144	31 21.6	31 21.6	26 18.1	11 7.7	19 13.2	21 14.6	21 14.6	13 9.0	14 9.7

②相談支援・地域生活支援事業等の利用状況と今後3年間の利用意向

相談支援・地域生活支援事業等の利用状況を年齢別にみると、40歳未満では「相談支援」、40～64歳では「自立支援医療」、65歳以上では「日常生活用具の給付・貸与」が最も高くなっています。

利用意向を年齢別にみると、18歳未満～39歳では「相談支援」、40～64歳では「自立支援医療」が最も高くなっており、65歳以上では「生活サポート」が最も高く、次いで、18歳未満～39歳では「移動支援」、40～64歳では「相談支援」、65歳以上では「相談支援」「日常生活用具の給付・貸与」「自立支援医療」が高くなっています。

利用意向を所持手帳別にみると、身体障害者手帳では「相談支援」「日常生活用具の給付・貸与」が最も高く、次いで「自立支援医療」が高くなっています。

療育手帳では「相談支援」が最も高く、次いで「移動支援」が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳では「自立支援医療」が最も高く、次いで「相談支援」が高くなっています。

【相談支援・地域生活支援事業等の年齢別利用状況】

単位：上段…人、下段…%

	n	相談支援	要約筆記者・ 手話通訳者等の 派遣	入院時 コミュニケーション 支援	日常生活用具の 給付・貸与	移動支援	地域活動支援センター	福祉ホーム	障がい者入浴サービス	日中一時支援	生活サポート	自立支援医療
18歳未満	59	33	0	0	4	7	0	0	0	7	0	5
		55.9	0.0	0.0	6.8	11.9	0.0	0.0	0.0	11.9	0.0	8.5
18～39歳	122	47	0	3	5	27	8	0	2	16	4	34
		38.5	0.0	2.5	4.1	22.1	6.6	0.0	1.6	13.1	3.3	27.9
40～64歳	253	38	3	2	15	29	15	4	6	5	7	75
		15.0	1.2	0.8	5.9	11.5	5.9	1.6	2.4	2.0	2.8	29.6
65歳以上	371	17	4	7	43	11	19	5	15	8	13	29
		4.6	1.1	1.9	11.6	3.0	5.1	1.3	4.0	2.2	3.5	7.8

【相談支援・地域生活支援事業等の年齢別利用意向】

単位：上段…人、下段…%

	n	相談支援	要約筆記者等 の手話通訳者等の派遣	入院時コミュニケーション支援	日常生活用具の給付・貸与	移動支援	地域活動支援センター	福祉ホーム	障がい者入浴サービス	日中一時支援	生活サポート	自立支援医療
18歳未満	59	34	1	9	20	27	19	17	10	24	12	18
		57.7	1.7	15.3	33.9	45.8	32.2	28.8	16.9	40.7	20.3	30.5
18～39歳	122	56	5	20	15	38	26	14	13	26	24	37
		45.9	4.1	16.4	12.3	31.1	21.4	11.5	10.6	21.3	19.7	30.4
40～64歳	253	63	14	21	40	50	35	22	22	30	45	76
		24.9	5.5	8.3	15.9	19.7	13.9	8.7	8.7	11.9	17.8	30.0
65歳以上	371	78	33	62	78	74	63	56	70	75	80	78
		21.1	8.9	16.7	21.1	19.9	16.9	15.0	18.9	20.3	21.5	21.1

【相談支援・地域生活支援事業等の所持手帳別利用意向（18歳以上）】

単位：上段…人、下段…%

	n	相談支援	要約筆記者等 の手話通訳者等の派遣	入院時コミュニケーション支援	日常生活用具の給付・貸与	移動支援	地域活動支援センター	福祉ホーム	障がい者入浴サービス	日中一時支援	生活サポート	自立支援医療
身体障害者手帳	510	109	40	73	109	96	78	66	83	89	98	106
		21.4	7.9	14.3	21.4	18.9	15.3	13.0	16.3	17.5	19.3	20.8
療育手帳	147	59	5	22	19	51	28	18	17	33	29	25
		40.1	3.4	15.0	13.0	34.7	19.0	12.3	11.5	22.5	19.7	17.1
精神障害者保健福祉手帳	144	48	8	16	15	27	25	12	8	13	26	74
		33.3	5.6	11.1	10.4	18.8	17.4	8.3	5.6	9.0	18.1	51.4

4 団体ヒアリング調査の結果

(1) 成果目標達成に向けて必要な施策

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

「障がい者の地域生活への移行」に関する課題としては、「親亡き後」「施設・人員等の社会資源の充実」「障がいへの理解」の3点が主な意見として挙げられていました。

「親亡き後」については、緊急一時24時間体制など、親子共に将来安心して暮らせる体制の導入が急務であるとの意見が見られ、今後、進めていくべき取組としては、自宅等での暮らしを望む人が安心して日常生活を送るうえでの安定した支援と緊急時にサポートを受けられる資源の充実が求められています。

「施設・人員等の社会資源の充実」については、グループホームをはじめとした居住系サービスの不足を課題として挙げる方が多くありました。今後の取組についても、グループホームの増設など24時間体制の施設を求める声が多くなっています。また、入居希望者・入居者の障がい特性や高齢化・重症化に対応可能な質的充実を求める声もありました。

「将来の暮らし方の充実」については、親と同居している障がいのある人たちについて、将来の生活の場、暮らし方についての選択肢を広げてほしいという意見がありました。今後の取組については、体験の機会の提供などを通じて本人が選択できるよう、本人の意思形成過程での丁寧な支援が求められています。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する課題としては、地域全体で精神障がい者を支援していくために、精神障がいに対する地域住民の理解を深めることや相談支援体制の充実についての意見がありました。

今後、進めていくべき取組としては、24時間いつでも相談できる体制の充実や迅速に医療につなげる支援、再発時の入院支援などが求められています。

③地域生活支援の充実

「地域生活支援拠点等の整備」に関する課題としては、「生活・医療等のサポート体制の充実」「施設・人員等の社会資源の充実」の2点が主な意見として挙げられていました。

「生活・医療等のサポート体制の充実」については、医療との関わりが大きいため、相談機関と医療機関が連携を図ることにより、当事者や家族が安心して生活できる体制を求める意見が見られました。

「施設・人員等の社会資源の充実」については、拠点整備時には必要な機能についての意見交換や圏域の既存の事業所、市町と連携などを求める意見がありました。

障がい者が安心して暮らせるだけの支援体制を求める声が多くなっています。

今後、進めていくべき取組としては、相談や見守りなど、安心して暮らすことができる環境の充実や、拠点整備時には行政と関係機関で十分に協議し、連携して進めることが求められています。

④福祉施設から一般就労への移行等

「福祉施設から一般就労への移行等」に関する課題としては、「就労環境の充実」「経済的自立」「障がいへの理解促進」の3点が主な意見として挙げられていました。

「就労環境の充実」については、障がい者が気持ちよく働き続けられるためのサポート体制の充実を求める意見が多く見られました。

「経済的自立」については、経済的な支援や工賃アップを求める声が、「障がいへの理解促進」については、企業の障がいに対する一層の理解を求める声がありました。

今後、進めていくべき取組としては、就業について相談できる機会や、企業説明会など企業を知る機会の充実、行政からの経済的な支援等があります。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

「障がい児支援の提供体制の整備等」に関する課題としては、「サポート体制の充実」「共生型福祉施設整備事業」「障がいへの理解」の3点が主な意見として挙げられています。

「サポート体制の充実」については、専門的な知識を持つ支援員や、施設の整備など、より専門性の高いサポートが必要だという意見が多く見られました。

「共生型福祉施設整備事業」については、設置が予定されている児童発達支援センターの機能や人員配置についてニーズを調査してほしいという意見がありました。

「障がいへの理解」については、医療的ケアを必要としている障がい児への理解や障がい児の家族への配慮についての意見がありました。

今後、進めていくべき取組としては、共生型福祉施設の整備や医療的ケア児に関するコーディネーターの配置など、より専門性の高いサポートが求められています。

⑥相談支援体制の充実・強化等

「相談支援体制の充実・強化等」に関する課題としては、「相談支援事業所、相談支援員の充実」が主な意見として挙げられています。

相談支援員については、相談支援員によってスキルや情報量にばらつきがあり、相談支援事業所については、事業所の空きが不足しており、新規契約や変更契約ができないといった意見が見られました。

今後、進めていくべき取組としては、相談支援員の人員を充実させ、専門性を向上させるほか、相談支援事業所と契約できるまでの間の市の窓口での情報提供についても求められています。

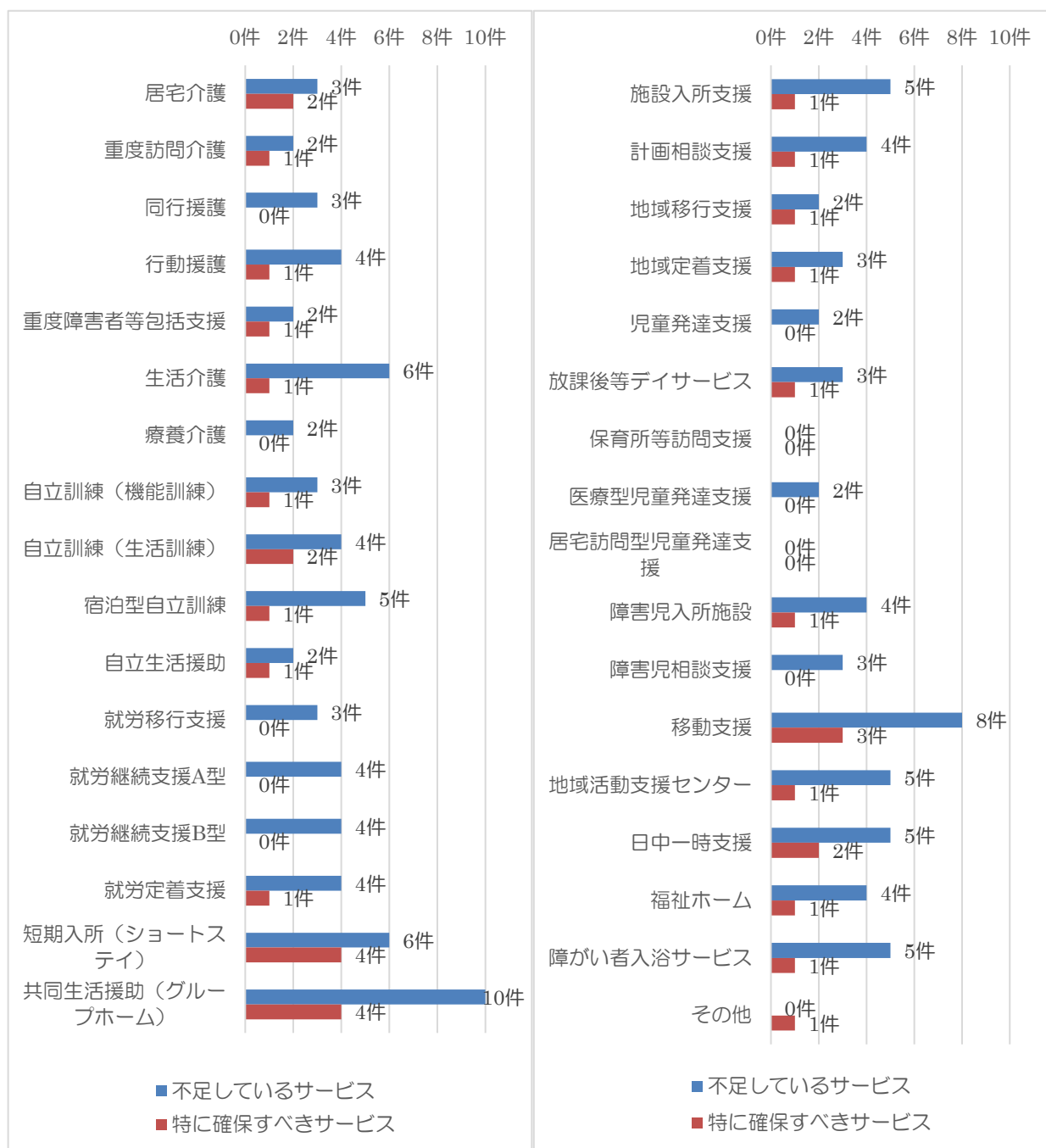
(2) 不足していると思うサービス

不足していると思うサービスは、「共同生活援助（グループホーム）」が最も多く 10 件となっています。次いで「移動支援」が 8 件となっています。

特に確保すべきサービスについては、「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」が 4 件で最も多く、次いで「移動支援」が 3 件となっています。

【不足していると思うサービス】

全体 (n=14)



5 事業所調査の結果

事業所調査に回答いただいた 99 事業所のうち、令和 6 年から令和 8 年までの計画期間中に定員増を予定しているサービスはありませんでした。

また、令和 6 年から令和 8 年までの計画期間中に新規に実施が予定されているサービスは「短期入所」「共同生活援助」がそれぞれ 1 事業所となっています。

■新規に実施が予定されているサービス

サービス名	開設時期	開設場所	定員
短期入所	令和 8 年	乙訓圏域	3 人 (乙訓圏域)
共同生活援助	令和 8 年	乙訓圏域	20 人 (乙訓圏域)

6 現状のまとめ

(1) 訪問系サービスの状況

市民アンケート	<p>○18歳未満や18～39歳の年齢層においては「行動援護」の利用意向が高く、40～64歳や65歳以上の年齢層においては「居宅介護」の利用意向が高い。</p> <p>○いずれの障がい種別においても「居宅介護」の利用意向が高い。</p>
団体ヒアリング	<p>○多くの団体が「居宅介護」と「行動援護」を「不足しているサービス」や「特に確保すべきサービス」に挙げている。</p>
事業所調査	<p>○サービス提供事業者が最も必要と考える18歳以上を対象とした訪問系サービスは、「居宅介護」である。</p> <p>○現在、乙訓圏域内で訪問系サービスの新規開設や定員増を予定している事業所はない。</p>

(2) 日中活動系サービスの状況

①生活介護

市民アンケート	<p>○利用状況・利用意向ともに18～39歳の年齢層において高い。</p> <p>○療育手帳所持者の利用意向は他の手帳所持者と比べて最も高い。</p>
団体ヒアリング	<p>○6団体が「不足しているサービス」に挙げている。</p>
事業所調査	<p>○サービス提供事業所が必要と考える18歳以上を対象としたサービスのうち、「生活介護」は上位3番目である。</p> <p>○現在、乙訓圏域内で新規開設や定員増を予定している事業所はない。</p>

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

市民アンケート	<p>○18歳未満の年齢層の利用意向は他の年齢層に比べて最も高い。</p> <p>○身体障害者手帳所持者の利用意向は他の手帳所持者と比べて最も高い。</p>
団体ヒアリング	<p>○複数の団体が「不足しているサービス」に挙げている。</p>
事業所調査	<p>○現在、乙訓圏域内で新規開設や定員増を予定している事業所はない。</p>

③就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援）

市民アンケート	<p>○就労系サービスの利用意向は 18 歳未満の年齢層において高くなっており、特に「就労継続支援 B 型」の利用意向は他の年齢層と比べて最も高い。</p> <p>○利用状況は、「就労継続支援 B 型」が他の就労系サービスと比べて最も高い。</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」の利用意向が高く、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者では「就労継続支援 B 型」の利用意向が高い。</p>
団体ヒアリング	<p>○いずれのサービスも複数の団体が「不足しているサービス」に挙げている。</p>
事業所調査	<p>○現在、乙訓圏域内で就労系サービスの新規開設を予定している事業所はない。</p>

④短期入所

市民アンケート	<p>○全体的に利用意向は高いが、特に 18 歳未満や 18～39 歳の年齢層において利用意向が高い。</p> <p>○療育手帳所持者の利用意向は他の手帳所持者と比べて最も高い。</p>
団体ヒアリング	<p>○多くの団体が「不足しているサービス」や「特に確保すべきサービス」に挙げている。</p>
事業所調査	<p>○事業所からみた利用者のニーズは増加傾向にある。</p> <p>○サービス提供事業所が必要と考える 18 歳以上を対象としたサービス、18 歳未満を対象としたサービスのいずれにおいても、「短期入所」は上位に挙げられている。</p> <p>○乙訓圏域内で「短期入所」の新規開設を予定している事業所がある。</p>

(3) 居住系サービスの状況

市民アンケート	<p>○18～39歳の年齢層は他の年齢層に比べて「共同生活援助」の利用意向が高い。</p> <p>○「今後の暮らし方」として、18～39歳の年齢層で「グループホームなどの福祉施設で暮らしたい」と回答した人は他の年齢層に比べて多い。</p> <p>○「障がいのある人が地域で生活していくために必要に思うこと」として「障がいに配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」と回答した人は18歳未満や18～64歳の年齢層において多い。</p>
団体ヒアリング	<p>○多くの団体が「共同生活援助」を「不足しているサービス」や「特に確保すべきサービス」に挙げている。</p>
事業所調査	<p>○サービス提供事業所が必要と考える18歳以上を対象としたサービスとしては「共同生活援助」が最も多い。</p> <p>○乙訓圏域内で「共同生活援助」の新規開設を予定している事業所がある。</p>

(4) 相談支援の状況

市民アンケート	<p>○いずれの年齢層においても「相談支援」の利用意向が高い。</p> <p>○「障がいのある人が地域で生活していくために必要に思うこと」として「相談支援体制の充実」と回答した人はどの年齢層においても多い。</p>
団体ヒアリング	<p>○4団体が「計画相談支援」を「不足しているサービス」に挙げている。</p>
事業所調査	<p>○事業所からみた「計画相談支援」に対する利用者ニーズとして、「増えている」と回答した事業所が多い。</p> <p>○現在、乙訓圏域内で相談支援の新規開設を予定している事業所はない。</p>

(5) 障害児通所支援等の状況

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none">○18 歳未満におけるサービス利用状況・利用意向のいずれも「放課後等デイサービス」が最も高い。○「児童発達支援」の利用状況は「放課後等デイサービス」に次いで高い。○「放課後や長期休業中の過ごし方」として、「放課後等デイサービスに行く」と回答した人が最も多い。
団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">○2 団体が「児童発達支援」を「不足しているサービス」に挙げている。
事業所調査	<ul style="list-style-type: none">○サービス提供事業所が必要と考える 18 歳未満を対象としたサービスにおいて、「児童発達支援」と「障害児相談支援」が上位に挙げられている。○現在、乙訓圏域内で障害児通所支援の新規開設を予定している事業所はない。

(6) 地域生活支援事業の状況

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none">○18 歳未満や 18～39 歳の年齢層において、「移動支援」や「日中一時支援」の利用意向が高くなっている。
団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">○多くの団体が「日中一時支援」と「移動支援」「福祉ホーム」を「不足しているサービス」に挙げている。
事業所調査	<ul style="list-style-type: none">○現在、乙訓圏域内で地域生活支援事業の新規開設を予定している事業所はない。

第3章 障害者総合支援法に基づくサービスについて

1 提供体制の確保に係る目標

障がいのある人の自立支援を推進する観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、本計画期間において必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を、国の基本指針※に基づくとともに、本市や乙訓圏域の実情を考慮し、次のとおり設定します。

※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	① 地域生活に移行する人数：令和4年度末施設入所者の6%以上 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定
	② 施設入所者の減少数：令和4年度末の5%以上削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上減少することを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定

① 地域生活に移行する人数

令和8年度末の目標値	2人
------------	----

令和4年度末時点での施設入所者数は48人であり、国の指針に基づく3人（48人×6%≒3人）になりますが、これまでの実績を踏まえ、2人を目標値に設定します。

【第6期計画の実績】

	地域生活移行者数
目標値（A）※令和5年度末	2人
実績（B）※令和4年度末	0人
達成率（B/A）	0.0%

② 施設入所者の減少数

令和8年度末の目標値	2人
------------	----

令和4年度末時点での施設入所者数は48人であり、第7期計画における目標値は、国の指針に基づいて算出し、2人（48人×5%≒2人）と設定します。

【第6期計画の実績】

	減少数
目標値（A）※令和5年度末	1人
実績（B）※令和4年度末	0人（7人増）
達成率（B/A）	0.0%

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<p>●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進すること。</p>
--------	--

令和8年度末の目標値	圏域で推進
------------	-------

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、乙訓圏域で設置済です。

今後も引き続き、圏域の市町や関係機関等との連携を強化しつつ、現状の体制を維持します。

（3）地域生活支援の充実

国の基本指針	<p>①地域生活支援拠点の整備</p> <p>令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②強度行動障がい者への支援体制の充実</p> <p>令和8年度末までに、各市町村または又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
--------	--

①地域生活支援拠点の整備

令和8年度末の目標値	圏域で整備
------------	-------

地域生活支援拠点等は令和4年4月時点において、全国で1,048の自治体（障害保健福祉圏域含む）で整備されている状況です。

国では、地域生活支援拠点等整備推進モデル事業が実施され、その成果がとりまとめられるとともに、整備手法や必要な機能については、地域の実情に応じて判断していくものとされています。

乙訓圏域での整備を進めるため、乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、必要な機能や役割を担う拠点などについて検討を行いました。

長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画^(※)の基本施設として、圏域の市町や事業所、関係機関と連携しながら整備を進めることとします。

(※)長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画

長岡京市において、京都府立向日が丘支援学校の改築に合わせ、同校敷地及び周辺などを活用して、教育と福祉の連携を密にした複合的な施設の整備を目指すものです。

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人の地域生活や子どもの発達等を支え、あらゆる世代が交流できる機能を備えた共生型福祉施設の整備が進められています。

②強度行動障がい者への支援体制の充実

令和8年度末の目標値	圏域で整備
------------	-------

地域の関係機関として、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や基幹相談支援センターとの連携を図りつつ、支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	①一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍以上 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本として、これまでの実績と地域の実情を踏まえて設定 ア 就労移行支援事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上 イ 就労継続支援A型：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上 ウ 就労継続支援B型：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上 (就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)
	②就労定着支援事業の利用者数：令和3年度の1.41倍以上

①就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度までに一般就労する者の数

令和8年度末の目標値	12人
------------	-----

令和3年度末時点での移行者数は9人であり、第7期計画における目標値は、国の基本指針に基づいて算出し、12人（9人×1.28倍≒12人）と設定します。

【第6期計画の実績】

	年間一般就労移行者数
目標値 (A) ※令和5年度末	13人
実績 (B) ※令和4年度末	3人
達成率 (B/A)	23.0%

ア 就労移行支援を通じた一般就労移行者数

令和8年度末の目標値	12人
------------	-----

令和3年度末時点での移行者数は9人であり、第7期計画における目標値は、国の基本指針に基づいて算出し、12人（9人×1.31倍≒12人）と設定します。

イ 就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数

令和3年度末時点での移行者数は0人であり、国の基本指針に基づいて算出すると、0人（0人×1.29倍=0人）となるため、第7期計画における目標値は設定しません。

ウ 就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数

令和3年度末時点での移行者数は0人であり、第7期計画における目標値は設定しません。

②就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末の目標値	11人
------------	-----

令和3年度末時点での利用者数は8人であり、第7期計画における目標値は、国の基本指針に基づいて算出し、11人（8人×1.41倍≒11人）と設定します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	<p>①基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進</p> <p>令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>②個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保</p> <p>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
--------	---

令和8年度末の目標値	総合的・専門的な相談支援の実施
	訪問等による専門的な指導・助言の実施
	相談支援事業者の人材育成支援の実施
	相談機関との連携強化の取組の実施

総合的・専門的な相談支援機関として、乙訓圏域では基幹相談支援センターを設置しています。今後も適切な運営のもと、相談支援体制を整え、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善や障がい福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを進めていきます。

【今後の見込み量】

	単位	第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問等による専門的な指導・助言件数	件	15	16	17
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	4	4	4
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	4	4	4

※基幹相談支援センターにおける乙訓圏域全体の見込み量

(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	<p>●サービスの質の向上を図るための体制構築</p> <p>令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
--------	--

令和8年度末の目標値	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障がい福祉サービス等に係る研修への参加を促進し、市職員の資質向上に取り組むとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果について、分析方法や共有方法について検討していきます。

2 サービス見込み量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
①居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排泄・食事などの介護や調理・洗濯などの家事を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいのある人で、常に介護が必要な人に、自宅や入院中の医療機関で入浴・排泄・食事などの介護から外出時の介護までを総合的に行います。
③同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄や食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。
④行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動する際に困難が伴い、常に介護を必要とする障がい児者に対して、行動する時の危険を回避するための援助や外出時の介護を行います。
⑤重度障害者等包括支援	常に介護が必要な障がいのある人の中で、四肢麻痺などのため介護の必要性が非常に高いと認められた人に対し、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助などのサービスを包括的に提供します。

■見込み量確保のための方策

個々の状況に応じた支援を提供するため、支援者一人ひとりが障がいのある人やその家族の生活ビジョン、ニーズを共有し、連絡会議等により、事業者等の支援者間や行政との情報共有を図ることで、提供されるサービスの充実に努めます。

また、障がいのある人のニーズに合った必要な支援を提供するためには、支援者の確保は不可欠で、サービスを利用する利用者、提供する事業者、双方から、専門的な人材の確保や育成に対する支援を求める意見は多く、事業者等に対して各種研修等に関する情報提供に努めるとともに、京都府や乙訓2市1町、乙訓圏域障がい者自立支援協議会等の関係機関と連携し、取組を進めていきます。

①居宅介護（ホームヘルプ）

【利用実績】

利用時間については、減少傾向にあり、令和5年度で2,814時間分/月となっています。
 利用人数については、増加傾向にあり、令和5年度で135人分/月の利用となっています。
 計画値と比較すると、利用時間・利用人数ともに計画値を下回っています。

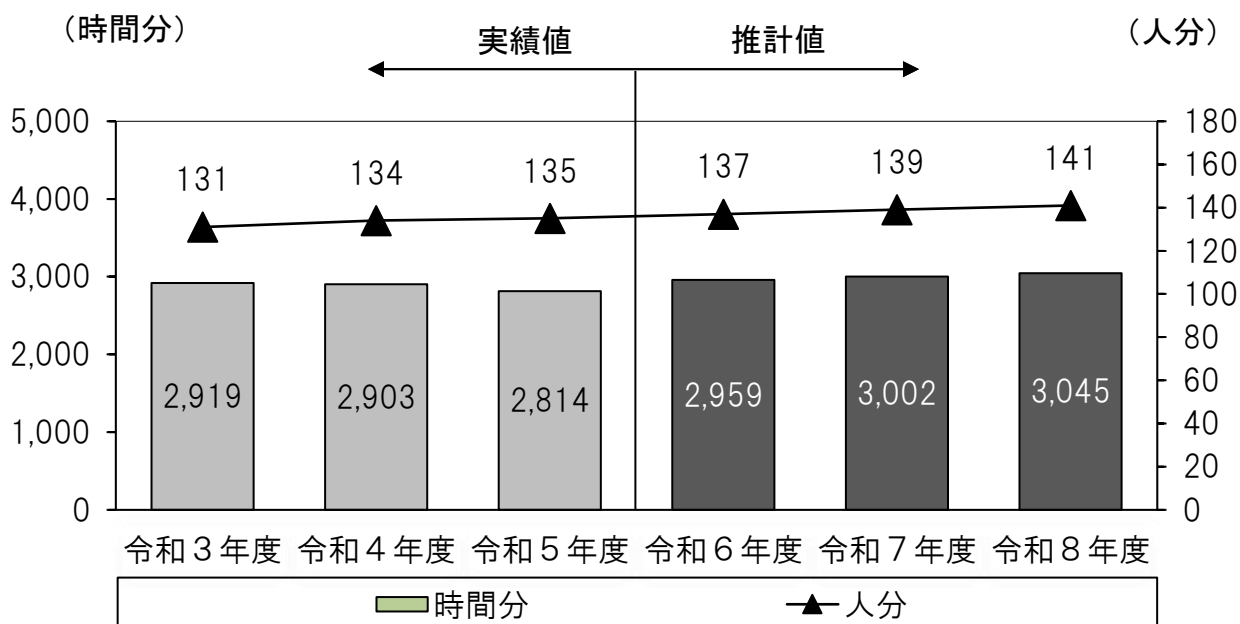
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、第6期計画期間中の平均の増減率で求めた利用人数と平均利用時間から、令和8年度で141人分/月（3,045時間分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間分 /月	実績	2,919	2,903	2,814	—	—	—
	計画値	3,036	3,349	3,663	2,959	3,002	3,045
	計画比	96.1%	86.7%	76.8%	—	—	—
人分 /月	実績	131	134	135	—	—	—
	計画値	126	139	152	137	139	141
	計画比	104.0%	96.4%	88.8%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



②重度訪問介護

【利用実績】

各年度の利用時間、利用人数ともに減少傾向にあり、令和5年度で2,524時間分/月、11人分/月の利用となっています。

計画値を比較すると、利用時間、利用人数ともに計画値を下回っています。

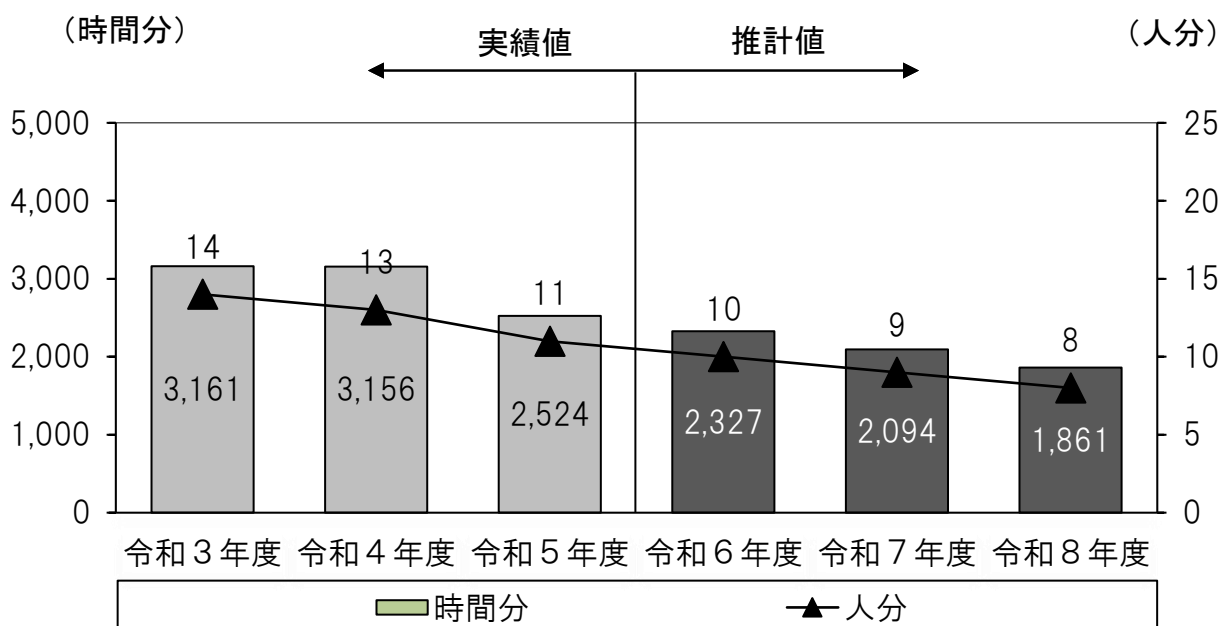
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、第6期計画期間中の平均の増減率で求めた利用人数と平均利用時間から、令和8年度で8人分/月（1,861時間分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間分 /月	実績	3,161	3,156	2,524	—	—	—
	計画値	3,470	3,663	3,856	2,327	2,094	1,861
	計画比	91.1%	86.2%	65.5%	—	—	—
人分 /月	実績	14	13	11	—	—	—
	計画値	18	19	20	10	9	8
	計画比	77.8%	68.4%	55.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



③同行援護

【利用実績】

利用時間については、令和4年度で210時間分/月と増加していますが、令和5年度は減少し、計画値を下回っています。

利用人数については、減少傾向にあり、令和5年度で計画値を下回る4人分/月となっています。

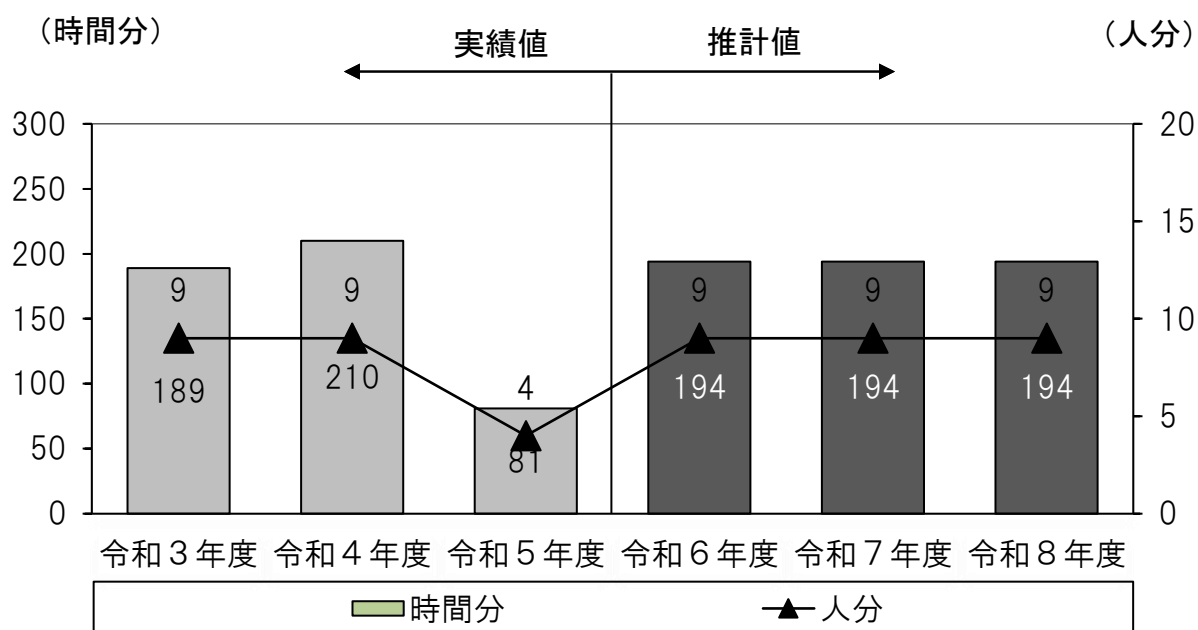
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、令和3年度と令和4年度の利用人数と利用時間から、令和8年度で9人分/月（194時間分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間分 /月	実績	189	210	81	—	—	—
	計画値	196	209	223	194	194	194
	計画比	96.4%	100.5%	36.3%	—	—	—
人分 /月	実績	9	9	4	—	—	—
	計画値	15	16	17	9	9	9
	計画比	60.0%	56.3%	23.5%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



④行動援護

【利用実績】

利用時間については、増加傾向にあり、令和5年度で801時間分/月となっており、計画値を上回っています。

利用人数については、増加傾向にあり、令和5年度で36人分/月となっていますが、計画値を下回っています。

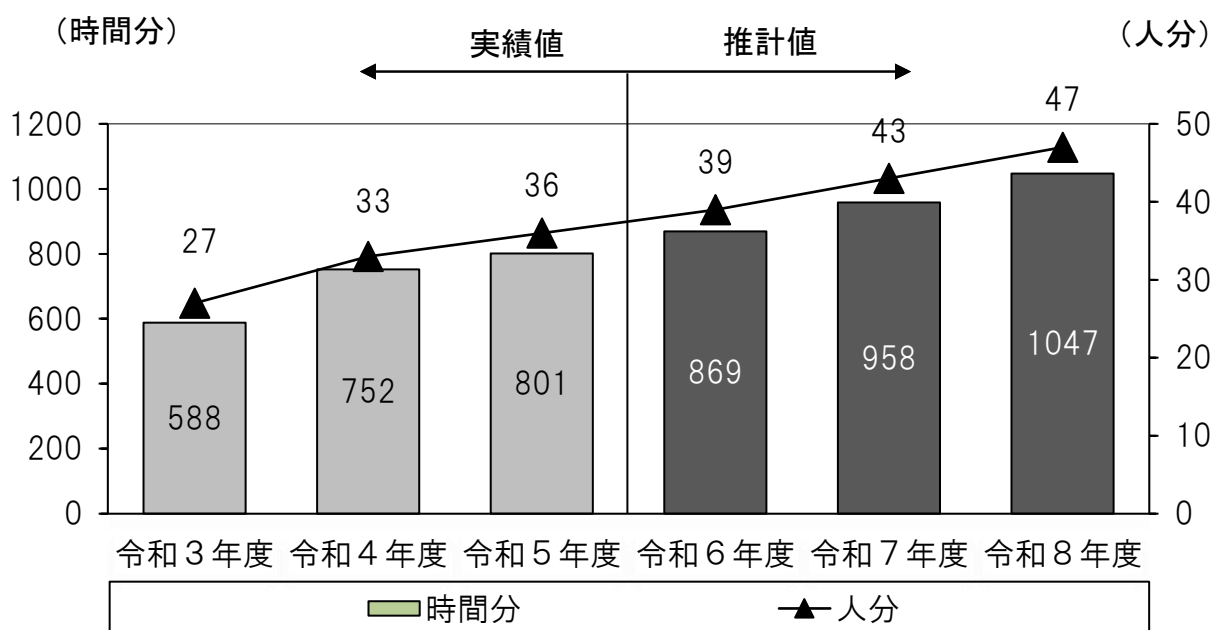
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、令和4年度と令和5年度の伸び率で求めた利用人数と利用時間から、令和8年度で47人分/月（1,047時間分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間分 /月	実績	588	752	801	—	—	—
	計画値	720	741	761	869	958	1047
	計画比	81.7%	101.5%	105.3%	—	—	—
人分 /月	実績	27	33	36	—	—	—
	計画値	35	36	37	39	43	47
	計画比	77.1%	91.7%	97.3%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



⑤重度障害者等包括支援

【利用実績及びサービスの見込み量】

重度障害者等包括支援は、第6期計画期間中の利用実績がありませんでした。

サービス対象者やサービス提供事業所が限られており、第7期計画期間中においても、こうした状況に変化はないと見込まれるため、利用者はないものと見込みます。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
①生活介護	常に介護が必要な障がいのある人に対して、昼間に障害者支援施設等で入浴・排泄・食事などの介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。
③自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供事業者との連絡調整を行うなどの支援を行います。
④就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行います。
⑤就労継続支援 A 型	事業者と雇用契約を結び、就労機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
⑥就労継続支援 B 型	雇用契約を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。
⑦就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
⑧就労選択支援	就労を希望する人の能力や希望・配慮すべき事項を把握し、適切な就労先を選択できるよう支援します。
⑨療養介護	医療を必要とする障がい者で常に介護が必要な人に対して、昼間に病院で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。
⑩短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排泄・食事の介護などを行います。

■見込み量確保のための方策

就労支援施設等の自主製品及び役務に対する優先的な発注や、施設が実施する事業を支援するなど、工賃水準の向上につながる取組を実施し、障がいのある人の自立を促進し、住み慣れた地域で生きがいを持って活動できるように努めます。

特別支援学校卒業後の進路の検討にあたっては、家族、学校、関係機関等と連携し、卒業生の希望や能力に応じた就労や活動ができるように支援していきます。

短期入所については、アンケート調査等において、利用者ニーズに対して圏域の社会資源の不足を指摘する意見が多くありました。今後、長岡京市共生型福祉施設整備事業による乙訓圏域

での児童発達支援センターや地域生活支援拠点等の社会資源の整備に取り組むとともに、引き続き、既存の社会資源をより有効活用していくための方策について、関係機関と連携し、検討を進めていきます。

①生活介護

【利用実績】

利用日数、利用人数ともに令和4年度まで増加傾向になっていますが、令和5年度で減少し、2,860人日分/月、139人分/月の利用となっています。

計画値と比較すると、利用日数、利用人数ともに計画値を若干、下回っています。

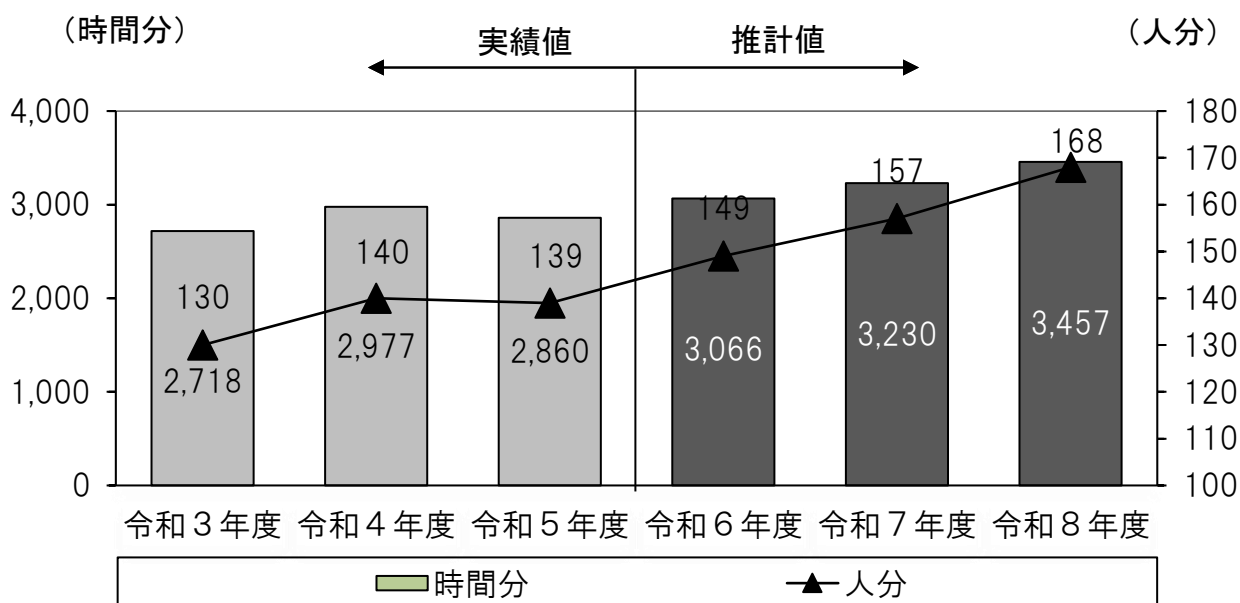
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果、向日が丘支援学校の新規卒業生（毎年3～5人）の動向などを踏まえ、令和8年度で168人分/月（3,457人日分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	2,718	2,977	2,860	—	—	—
	計画値	2,762	2,823	2,946	3,066	3,230	3,457
	計画比	98.4%	105.5%	97.1%	—	—	—
人分 /月	実績	130	140	139	—	—	—
	計画値	135	138	144	149	157	168
	計画比	96.3%	101.4%	96.5%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



②自立訓練（機能訓練）

【利用実績】

令和3年度は1人の利用があり、利用日数は5人日分/月となっていました。令和4年度以降の利用はありませんでした。

計画値と比較すると、利用日数、利用人数ともに計画値を下回っています。

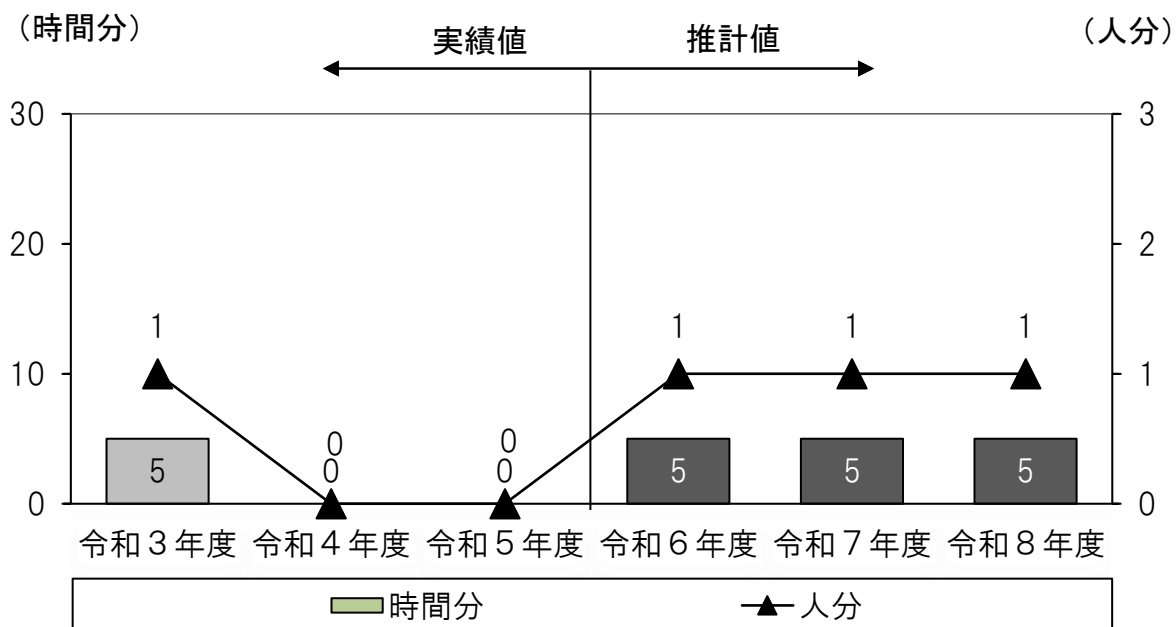
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、各年度で1人分/月（5人日分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	5	0	0	—	—	—
	計画値	10	10	10	5	5	5
	計画比	50.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
人分 /月	実績	1	0	0	—	—	—
	計画値	1	1	1	1	1	1
	計画比	100.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



③自立訓練（生活訓練）

【利用実績】

利用日数については、令和4年度で大幅に増加し、143人日分/月となっています。
 利用人数については、増加傾向にあり、令和5年度で8人分/月となっています。
 計画値と比較すると、利用日数、利用人数ともに計画値を下回っています。

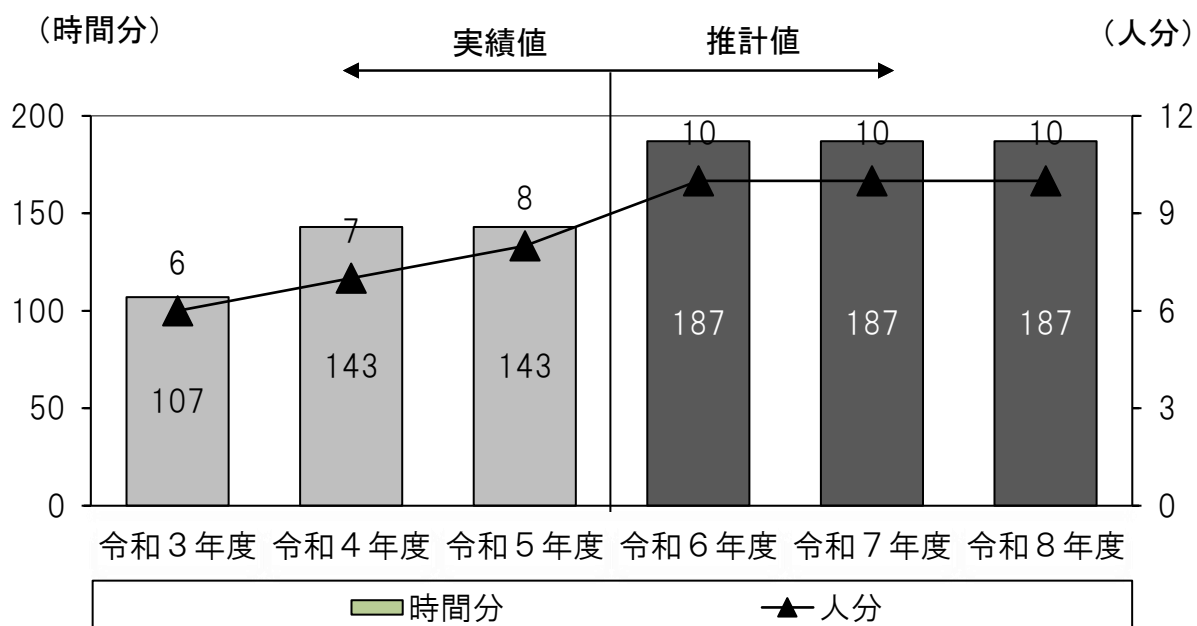
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、各年度で10人分/月（187人日分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	107	143	143	—	—	—
	計画値	151	151	151	187	187	187
	計画比	55.6%	94.7%	94.7%	—	—	—
人分 /月	実績	6	7	8	—	—	—
	計画値	10	10	10	10	10	10
	計画比	50.0%	70.0%	80.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



④就労移行支援

【利用実績】

利用日数、利用人数ともに、令和4年度で若干減少しましたが、令和5年度で大幅に増加し、200人日分/月、16人分/月となっています。

計画値を比較すると、利用日数、利用人数ともに計画値を下回っています。

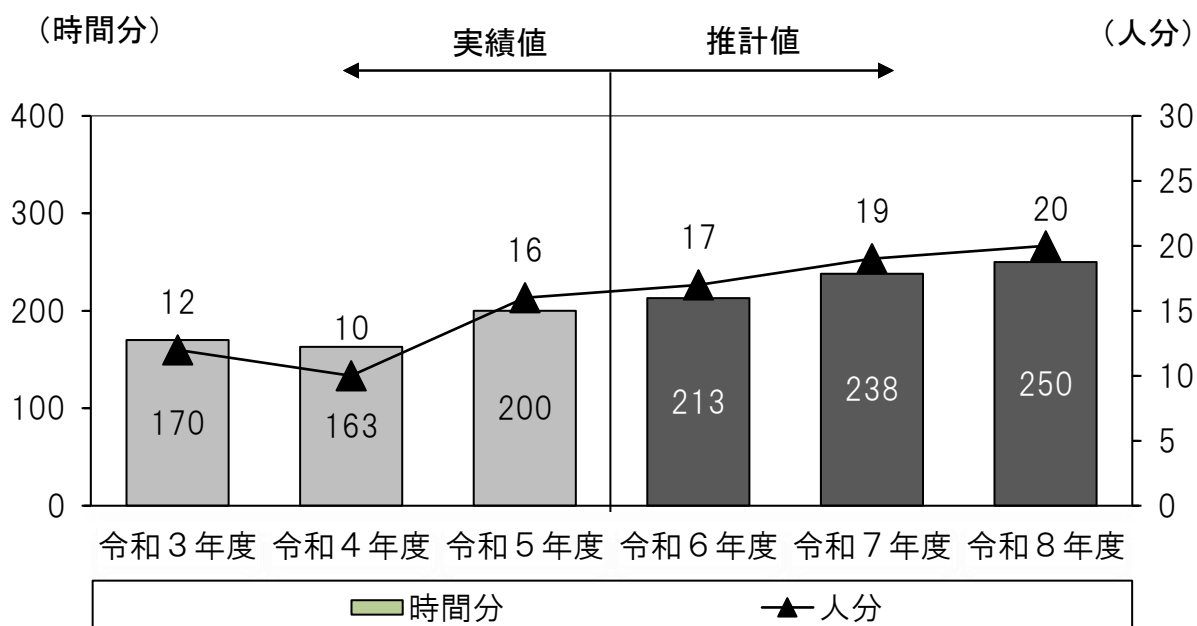
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、第6期計画期間中の平均の増減率で求めた利用人数と平均利用日数から、令和8年度で20人分/月（250人日分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	170	163	200	—	—	—
	計画値	197	233	304	213	238	250
	計画比	86.3%	70.0%	65.8%	—	—	—
人分 /月	実績	12	10	16	—	—	—
	計画値	11	13	17	17	19	20
	計画比	109.1%	76.9%	94.1%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



⑤就労継続支援A型

【利用実績】

利用日数、利用人数ともに令和4年度まで増加傾向になっていますが、令和5年度で減少し、965人日分/月、51人分/月の利用となっています。

計画値と比較すると、利用日数、利用人数ともに計画値を上回っています。

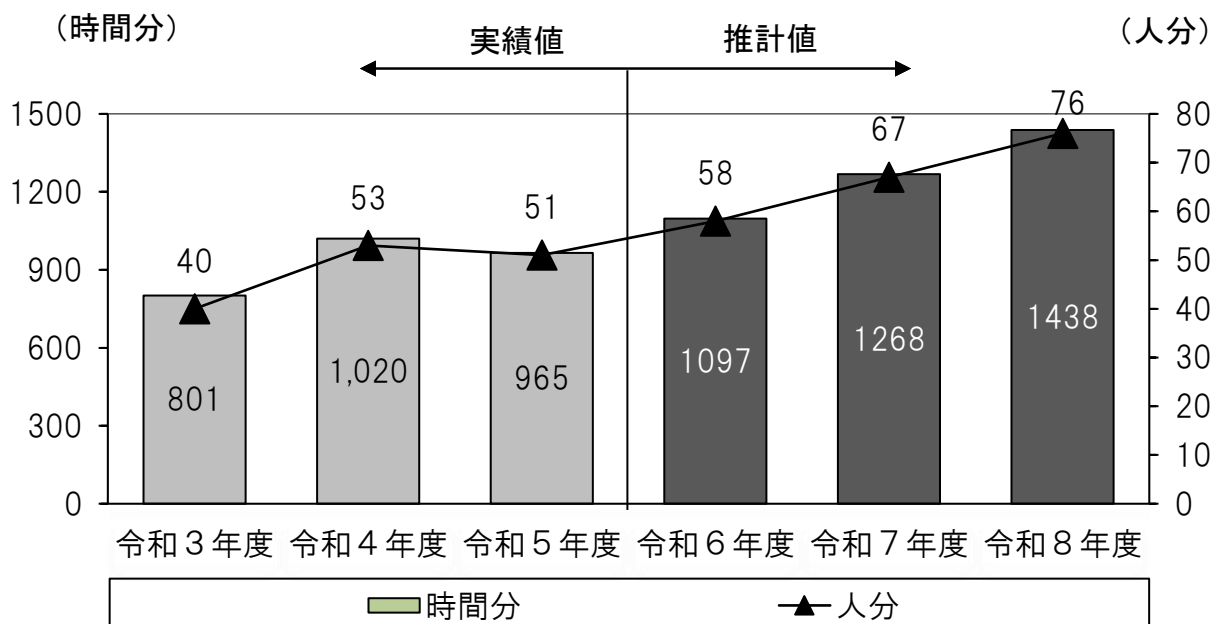
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、第6期計画期間中の平均の増減率で求めた利用人数と平均利用日数から、令和8年度で76人分/月（1438人日分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	801	1,020	965	—	—	—
	計画値	706	781	818	1097	1268	1438
	計画比	113.5%	130.6%	118.0%	—	—	—
人分 /月	実績	40	53	51	—	—	—
	計画値	38	42	44	58	67	76
	計画比	105.3%	126.2%	115.9%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



⑥就労継続支援B型

【利用実績】

利用日数、利用人数ともに令和4年度まで増加傾向になっていますが、令和5年度で減少し、1,912人日分/月、107人分/月の利用となっています。

計画値と比較すると、利用日数、利用人数ともに令和4年度まで計画値を上回っていますが、令和5年度は下回っています。

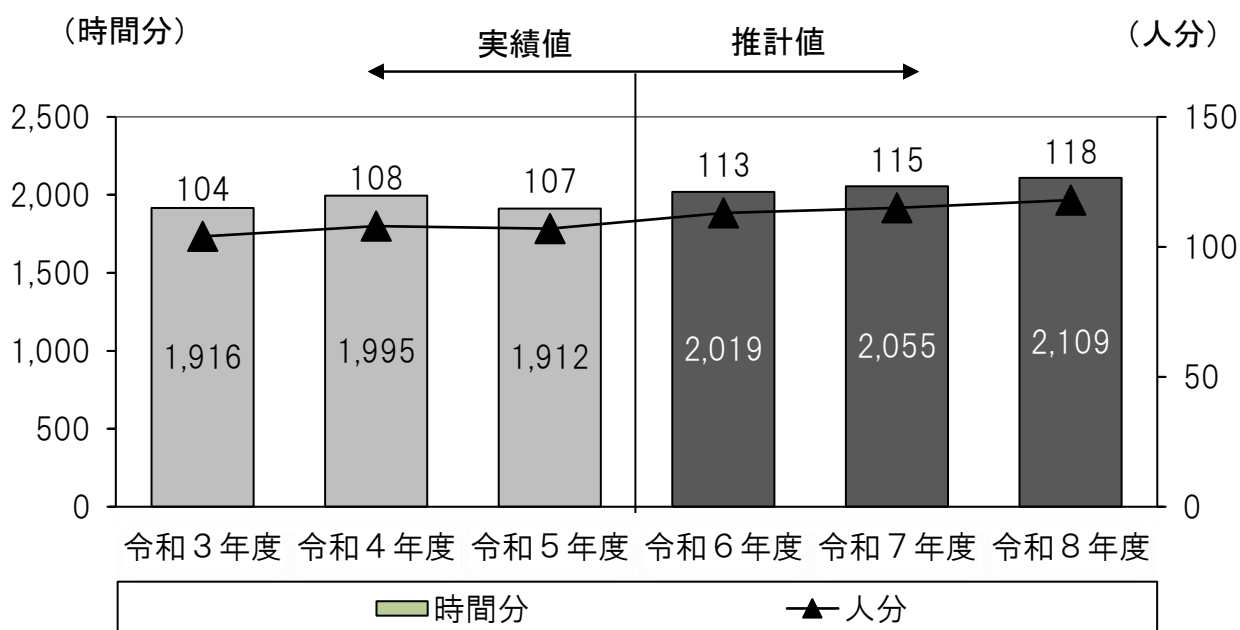
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果、向日が丘支援学校の新規卒業生の動向、事業所の状況などを踏まえ、令和5年度で118人分/月(2,109人日分/月)を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	1,916	1,995	1,912	—	—	—
	計画値	1,784	1,853	1,957	2019	2055	2109
	計画比	107.4%	107.7%	97.7%	—	—	—
人分 /月	実績	104	108	107	—	—	—
	計画値	103	107	113	113	115	118
	計画比	101.0%	100.9%	94.7%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



⑦就労定着支援

【利用実績】

利用人数については、令和4年度まで増加していますが、令和5年度で減少し、2人分/月となっており、計画地を下回っています。

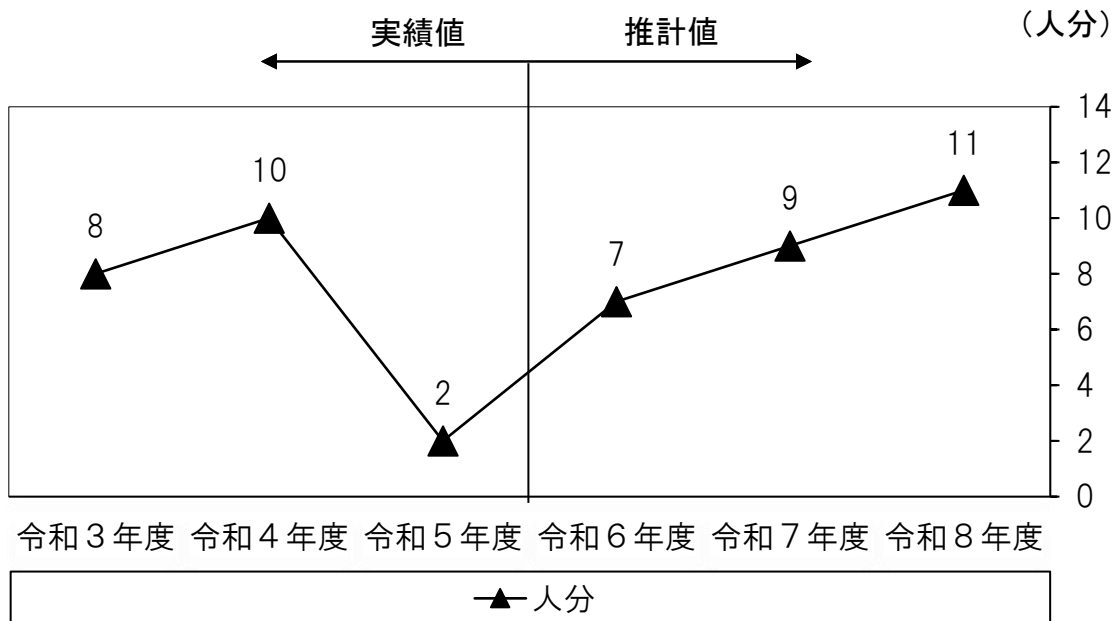
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、第6期計画期間中の平均の利用人数と伸び率から、令和8年度で11人分/月を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /月	実績	8	10	2	—	—	—
	計画値	6	7	9	7	9	11
	計画比	116.7%	142.9%	22.2%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

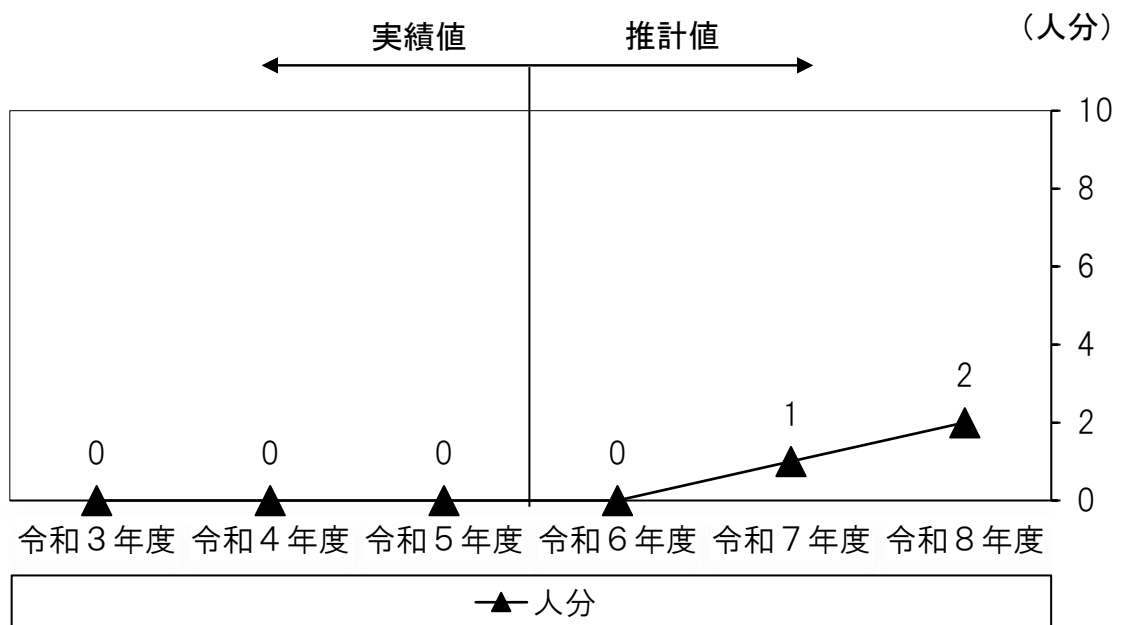


⑧就労選択支援

【サービスの見込み量】

就労選択支援は令和7年度からの新たなサービスであるため、第6期計画期間の実績はありませんが、福祉施設から一般就労への移行実績を踏まえ、令和8年度で2人分／月を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 ／月	実績	—	—	—	—	—	—
	計画値	—	—	—	0	1	2
	計画比	—	—	—	—	—	—



⑨療養介護

【利用実績】

利用人数については、減少傾向にあり、令和5年度で8人分/月となっています。
計画値と比較すると、計画値を下回っています。

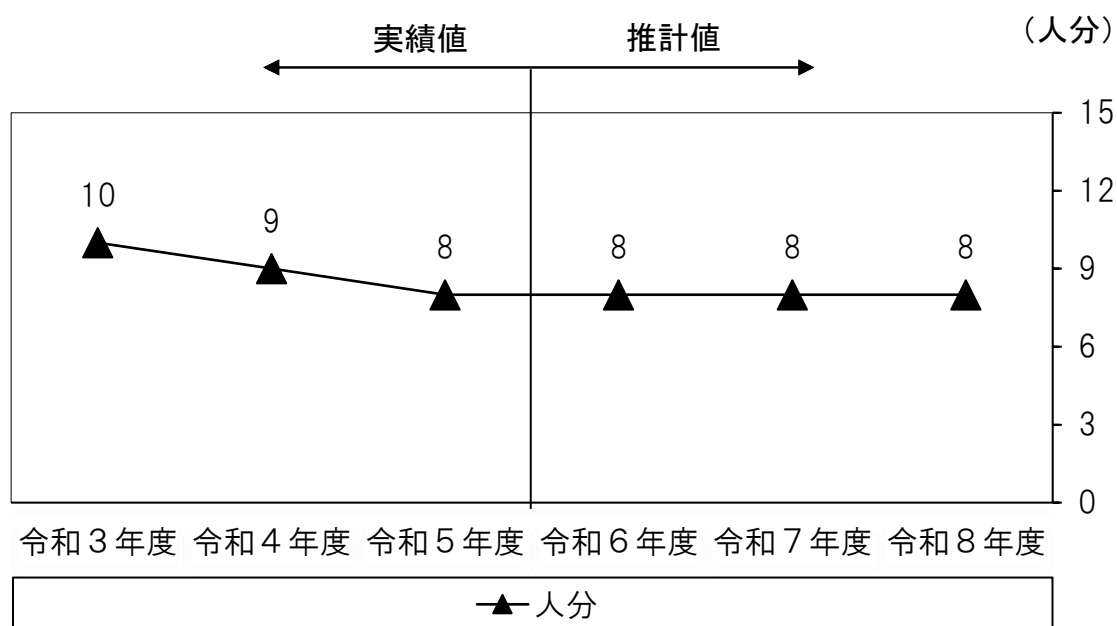
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、各年度で8人分/月を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /月	実績	10	9	8	—	—	—
	計画値	12	12	12	8	8	8
	計画比	83.3%	75.0%	66.7%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



⑩短期入所（ショートステイ）

【利用実績】

利用日数、利用人数ともに令和4年度まで増加傾向になっていますが、令和5年度で減少し、196人日分/月、40人分/月の利用となっています。

計画値と比較すると、利用人数は計画値を下回っていますが、利用日数は計画値を上回っています。

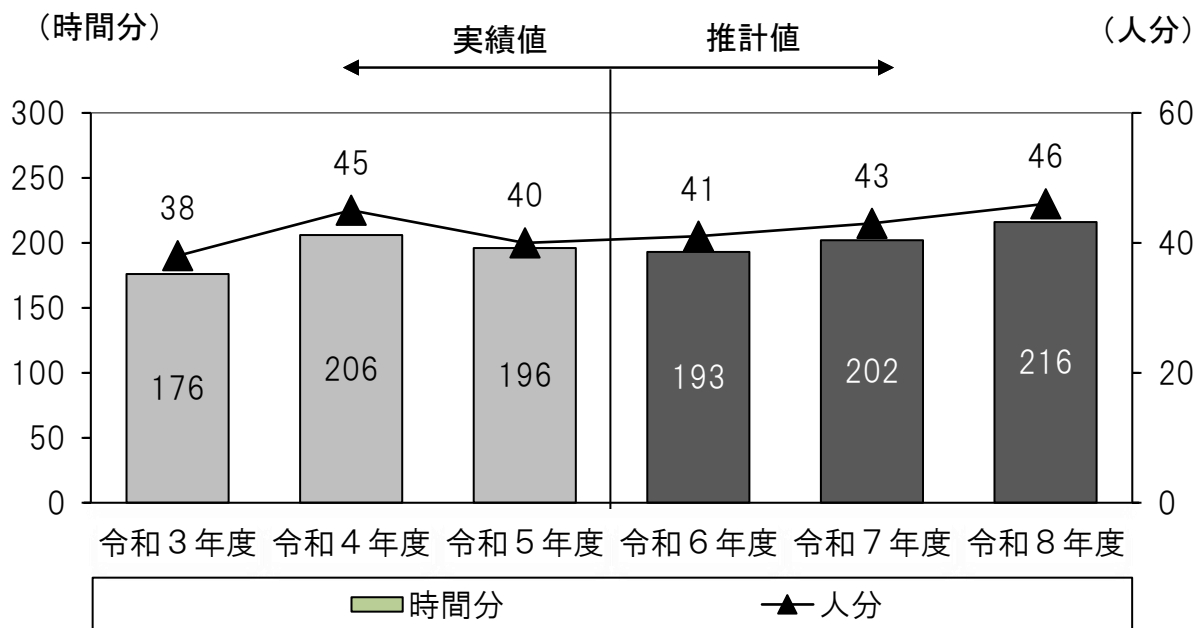
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、第6期計画期間中の平均の増減率で求めた利用人数と平均利用日数から、令和8年度で46人分/月（216人日分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	176	206	196	—	—	—
	計画値	192	192	192	193	202	216
	計画比	91.7%	107.3%	102.1%	—	—	—
人分 /月	実績	38	45	40	—	—	—
	計画値	45	45	45	41	43	46
	計画比	84.4%	100.0%	88.9%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



(3) 居住系サービス

■ 居住系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
① 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な生活力等を補う支援を行います。
② 共同生活援助	障がいのある人が共同生活をしている住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。
③ 施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護、生活に関する相談等、日常生活上の支援を行います。

■ 見込み量確保のための方策

障がいのある人やその家族の高齢化が進んでおり、アンケート調査等において、地域での暮らしの基盤となるグループホームや、入所施設の整備のニーズに対して圏域の社会資源の不足を指摘する意見が多くありました。

乙訓圏域においては、少しずつグループホームの整備が進んできているものの、今後もサービス提供事業者との連携強化や情報提供、国や京都府で実施する事業の活用など、確保に向けた取組を進めていく必要があります。

なお、入所施設は、現時点で圏域内での新たな事業所の開設は見込めないことから、今後についてもサービス提供事業者との連携強化や情報提供に努め、圏域外の施設を活用し、必要な支援を続けていきます。

また、障がいのある人が円滑に地域生活に移行し、地域の一員として自立した暮らしを営んでいくには、障がいのある人に対する差別や偏見を解消する取組が重要であり、障がいに関する正しい知識や理解について、啓発活動に努めます。

① 自立生活援助

【利用実績及びサービスの見込み量】

第6期計画期間中の利用はありませんでしたが、対象者の把握に取り組み、今後の動向も踏まえ、1人分/月を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	1	1	1	1	1	1
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

②共同生活援助

【利用実績】

利用人数については、年々増加傾向にあり、令和5年度で53人分/月となっており、そのうち33人が乙訓圏域に所在する事業所を利用されています。

計画値と比較すると、各年度において計画値を上回っています。

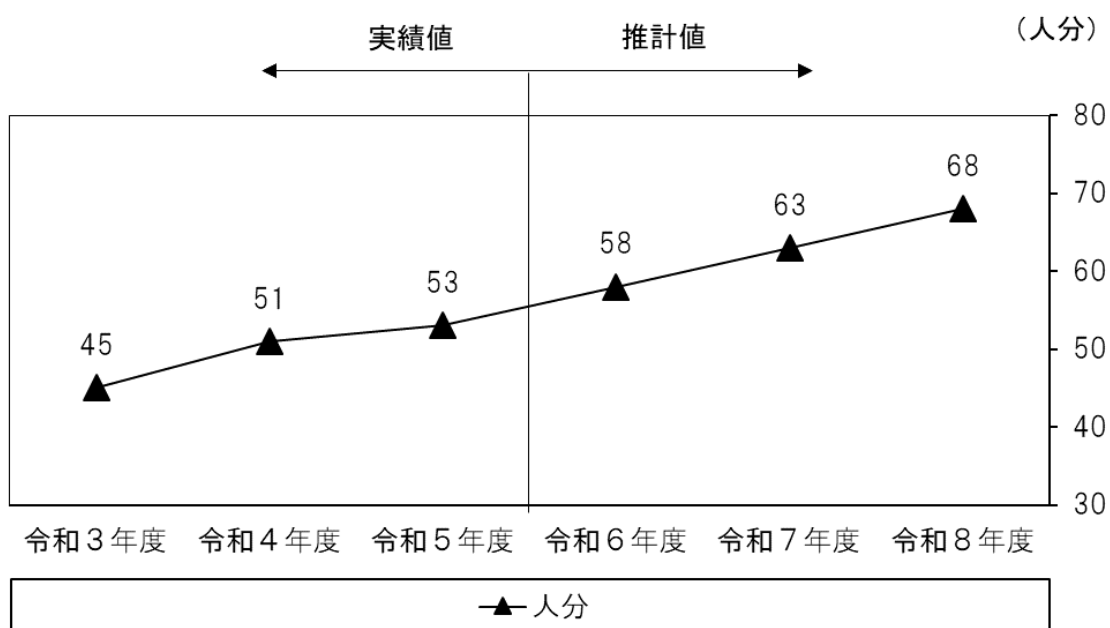
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、第6期計画期間中の平均の増減率で求めた利用人数から、令和8年度で68人分/月を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /月	実績	45	51	53	—	—	—
	計画値	45	47	50	58	63	68
	計画比	100.0%	108.5%	106.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



③施設入所支援

【利用実績】

利用人数については、令和5年度で47人分/月となっています。
 そのうち、7人が乙訓圏域に所在する事業所を利用されています。
 計画値と比較すると、各年度において計画値を上回っています。

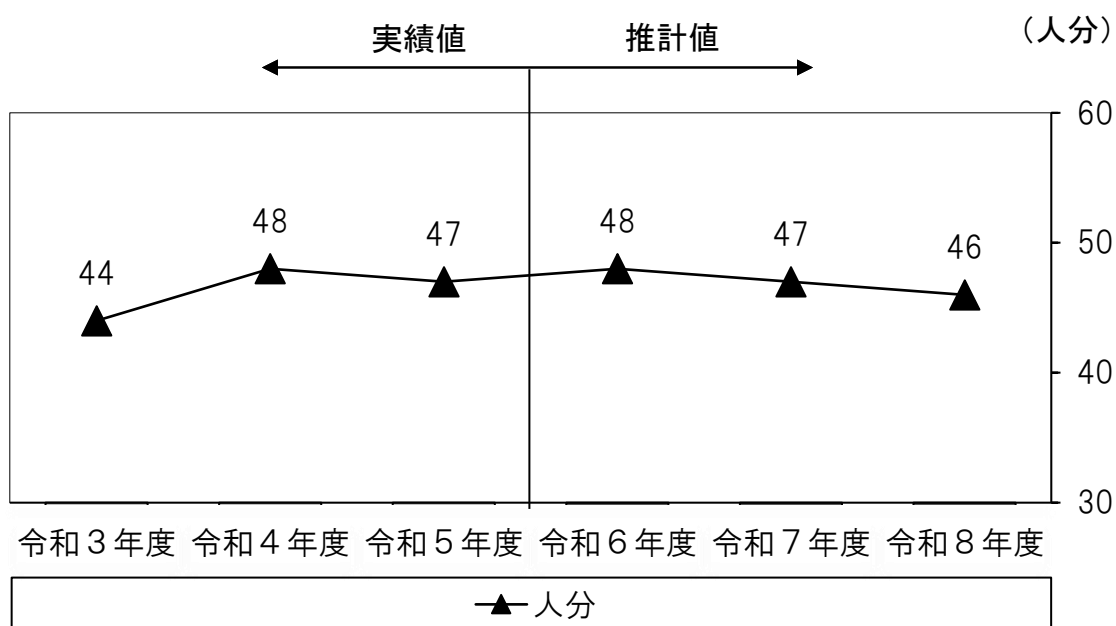
【サービスの見込み量】

国の基本方針に基づいて設定した令和8年度の成果目標を踏まえ、令和8年度で46人分/月を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /月	実績	44	48	47	—	—	—
	計画値	42	41	40	48	47	46
	計画比	104.8%	117.1%	117.5%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



(4) 相談支援

■相談支援の概要

サービス名	サービスの概要
①計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人の心身の状況や環境、サービス利用の意向などを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせを検討し、サービス等利用計画を作成します。
②地域移行支援	病院や施設から地域生活に移行する人を対象に、住居の確保などの活動を支援します。
③地域定着支援	地域生活に移行した人が安定した生活を送れるよう、緊急事態の相談などに対応します。

■見込み量確保のための方策

計画相談支援は、平成 27 年度から障害福祉サービスを利用するすべての人が対象になり、本市でもすべての人が利用しており、計画作成状況は 100%を維持しています。

しかし、依然として障がい者、障がい児計画現状の報酬単価では安定的な事業運営が困難であるとの意見が多いことから、国や京都府に対して報酬の見直しを求めていく必要があります。

また、第7期障がい福祉計画では、提供体制の確保に係る目標として「相談支援体制の充実・強化等」を掲げており、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施や、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施する協議会体制の確保などについて、乙訓圏域で一体的な取組を検討し、関係機関と連携して取り組みます。

なお、困難事例や圏域課題に対しては、基幹相談支援センターやサービス提供事業所等との関係者会議の開催等を通じて、必要な支援を行っていきます。

地域移行支援及び地域定着支援については、対象となる人の把握に取り組み、今後の動向を踏まえ、サービスの確保を検討します。

①計画相談支援

【利用実績】

計画相談支援は、年間の総実利用者数を「12（か月）」で除した実利用者数を利用実績としており、令和5年度では80人分/月となっています。

計画値と比較すると、各年度において計画値を下回っています。

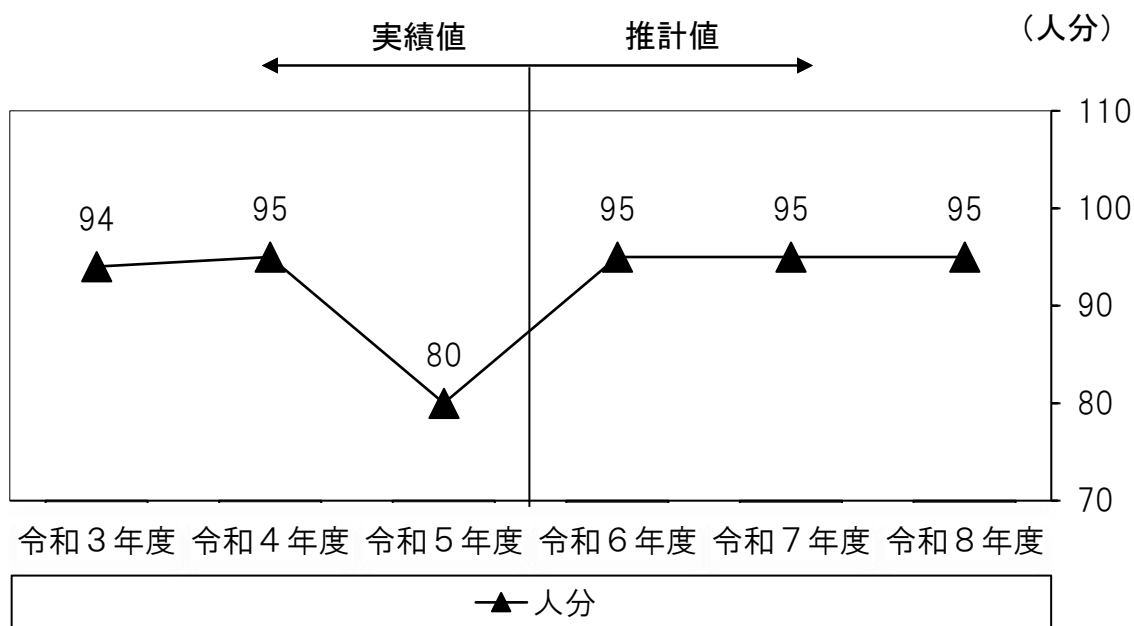
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果から、令和3年度と令和4年度の実績の平均と想定し、令和8年度で95人分/月を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /月	実績	94	95	80	—	—	—
	計画値	101	101	101	95	95	95
	計画比	93.1%	94.1%	79.2%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



②地域移行支援

【利用実績及びサービスの見込み量】

第6期計画期間中では利用はありませんでしたが、対象者の把握に取り組み、国の基本方針に基づいて設定した令和8年度の成果目標を踏まえ、令和8年度で2人分/月で見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	1	1	2	1	1	2
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注1：本計画の見込み量の数値は年間の総実利用者数を「12（か月）」で除した実利用者数

注2：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

③地域定着支援

【利用実績及びサービスの見込み量】

第6期計画期間中では利用はありませんでしたが、対象者の把握に取り組み、今後の動向も踏まえ、令和8年度で1人分/月を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	1	1	1	1	1	1
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注1：本計画の見込み量の数値は年間の総実利用者数を「12（か月）」で除した実利用者数

注2：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

3 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

■見込み量確保のための方策

平成29年3月3日に向日市手話言語条例が施行され、手話に対する理解の促進や普及を図り、手話によるコミュニケーションを支援する環境の構築を進めてきました。

平成29年度には手話を学びながら聴覚障がい者の暮らしを知っていただくために手話動画を、平成30年度には若い世代の方々にも、手話や聴覚障がいについて知っていただき、その暮らしや課題について理解を広げるために、手話マンガを作成しました。

これらの取組により、手話通訳者の派遣などの意思疎通支援事業の利用が増える見込まれるため、必要な支援を提供するための体制の整備を図ります。

移動支援事業は、必要なときに適切に利用できるよう、支援者の確保や育成に向けて事業者への情報提供等に努めるとともに、現状の社会資源をより有効に利用するための方策について、関係機関と連携し、検討していきます。

日中一時支援事業については、利用者の動向や詳細なニーズの把握に努め、サービス提供の拡充に向けて、事業者への働きかけを推進します。

そのほか、障がいの状態やニーズに応じて日常生活用具を給付するなど、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。

【実績及びサービスの見込み量】

第6期計画期間中は、計画どおり各年度継続して、障がい者福祉に関する啓発事業を実施する団体への支援を行ってきました。今後も継続して事業を実施していきます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実績	有	有	有	—	—	—
	計画値	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービス名	サービスの概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援する事業です。

【実績及びサービスの見込み量】

本市では、これまでから地域で自発的に活動している団体への支援を行ってきましたが、平成28年度をもって団体としての活動が終了となり、それ以降の実績はありません。

今後、地域で自発的な取組を始めた団体等に対して、支援を検討します。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実績	無	無	無	—	—	—
	計画値	検討	検討	検討	検討	検討	検討

③相談支援事業

サービス名	サービスの概要
障害者相談支援事業	障がいのある人やその家族等に対し、相談及び必要な情報の提供等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整や障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村に配置することによって、相談支援機能の強化を図る事業です。

【利用実績】

障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、市町村相談支援機能強化事業は、すべて目標を達成しています。

【サービスの見込み量】

今後も相談支援の提供体制の確保に取り組むため、次のとおり見込みます。

項目	単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	実績	6	6	6	—	—	—
		計画値	6	6	6	6	6	6
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
基幹相談支援センター	設置の有無	実績	有	有	有	—	—	—
		計画値	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実績	有	有	有	—	—	—
		計画値	有	有	有	有	有	有

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援します。

【利用実績】

利用人数は、令和3年度では5人分/年でしたが、令和4年度と令和5年度では2人分/年と減少しています。

【サービスの見込み量】

これまでの実績から、令和8年度で5人の利用を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /年	実績	5	2	2	—	—	—
	計画値	6	7	8	3	4	5
	計画比	83.3%	28.6%	25.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【利用実績及びサービスの見込み量】

成年後見制度法人後見支援事業は、ニーズの把握に努めながら、事業実施可能な法人の調査や他市町村の動向を確認しながら検討していきます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の 有無	実績	無	無	無	—	—	—
	計画値	検討	検討	検討	検討	検討	検討

⑥意思疎通支援事業

■意思疎通支援事業の概要

サービス名	サービスの概要
手話通訳者派遣事業	聴覚言語障がいのある人の社会生活における円滑な意思疎通を援助するため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	中途失聴者、難聴者等の社会生活における円滑な意思疎通を援助するため、要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人のコミュニケーションの円滑化が図られるよう、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者・要約筆記者の派遣調整、関係機関との連絡調整を行います。
重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な重度の障がいのある人が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時のコミュニケーションを支援します。

【利用実績】

意思疎通支援事業において、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業、重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業のいずれも計画値を下回っている状況です。

特に、重度障がい児者入院時コミュニケーションについては、平成30年度以降、重度訪問介護利用者は、入院時のヘルパーの付き添いが認められたこともあり、著しく減少しています。

【サービスの見込み量】

各事業の見込み量については、第6期計画期間中の実績を踏まえ、令和8年度で手話通訳者派遣事業を45件/月、要約筆記者派遣事業を10件/月、手話通訳者設置事業を5人、重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業を1人分/年（73時間分/年）を見込みます。

○手話通訳者派遣事業

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/月	実績	27	32	33	—	—	—
	計画値	46	48	50	37	41	45
	計画比	58.7%	66.7%	66.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

○要約筆記者派遣事業

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/月	実績	2	8	5	—	—	—
	計画値	10	10	10	10	10	10
	計画比	20.0%	80.0%	50.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

○手話通訳者設置事業

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	3	3	3	—	—	—
	計画値	5	5	5	5	5	5
	計画比	60.0%	60.0%	60.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

○重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間分/年	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	146	146	146	73	73	73
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
人分/年	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	2	2	2	1	1	1
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

⑦日常生活用具給付等事業

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	障がいのある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

【利用実績】

各サービスとも利用が毎年度増減している状況です。

【サービスの見込み量】

これまでの利用実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

項目	単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練 支援用具	件／ 年	実績	2	6	1	—	—	—
		計画値	6	6	6	4	4	4
		計画比	33.3%	100.0%	16.7%	—	—	—
自立生活 支援用具	件／ 年	実績	14	6	1	—	—	—
		計画値	16	16	16	10	10	10
		計画比	87.5%	37.5%	6.3%	—	—	—
在宅療養 等支援用 具	件／ 年	実績	9	6	1	—	—	—
		計画値	20	20	20	7	7	7
		計画比	45.0%	30.0%	5.0%	—	—	—
情報・意 思疎通支 援用具	件／ 年	実績	10	11	0	—	—	—
		計画値	11	11	11	10	10	10
		計画比	90.9%	100.0%	0.0%	—	—	—
排泄管理 支援用具	件／ 年	実績	1,226	1,435	173	—	—	—
		計画値	1,342	1,342	1,342	1330	1330	1330
		計画比	91.4%	106.9%	12.9%	—	—	—
住宅改修 費	件／ 年	実績	1	0	0	—	—	—
		計画値	2	2	2	1	1	1
		計画比	50.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの概要
手話奉仕員養成研修事業	手話による日常会話に必要な手話語彙（ごい）や手話表現技術の習得者を養成し、意思疎通に支援が必要な人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。

【利用実績】

手話奉仕員養成研修の修了者は、令和4年度は14人に増加しましたが、各年度において計画値を下回っています。

【サービスの見込み量】

本市の手話奉仕員養成研修は手話教室「入門課程」を市単独で開催し、手話教室「基礎課程」を乙訓2市1町で共催しています。例年、手話教室「入門課程」の参加者に対して半数程度が養成研修を修了することから、手話教室「入門課程」の定員（40人）の半数である20人を各年度見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	8	14	0	—	—	—
	計画値	20	20	20	20	20	20
	計画比	40.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

⑨移動支援事業

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出のための支援を行います。

【利用実績】

利用時間・利用人数ともに、増加傾向にあり、令和5年度で866時間分/月、87人分/月の利用となっています。

計画値を比較すると、利用時間、利用人数ともに計画値を下回っています。

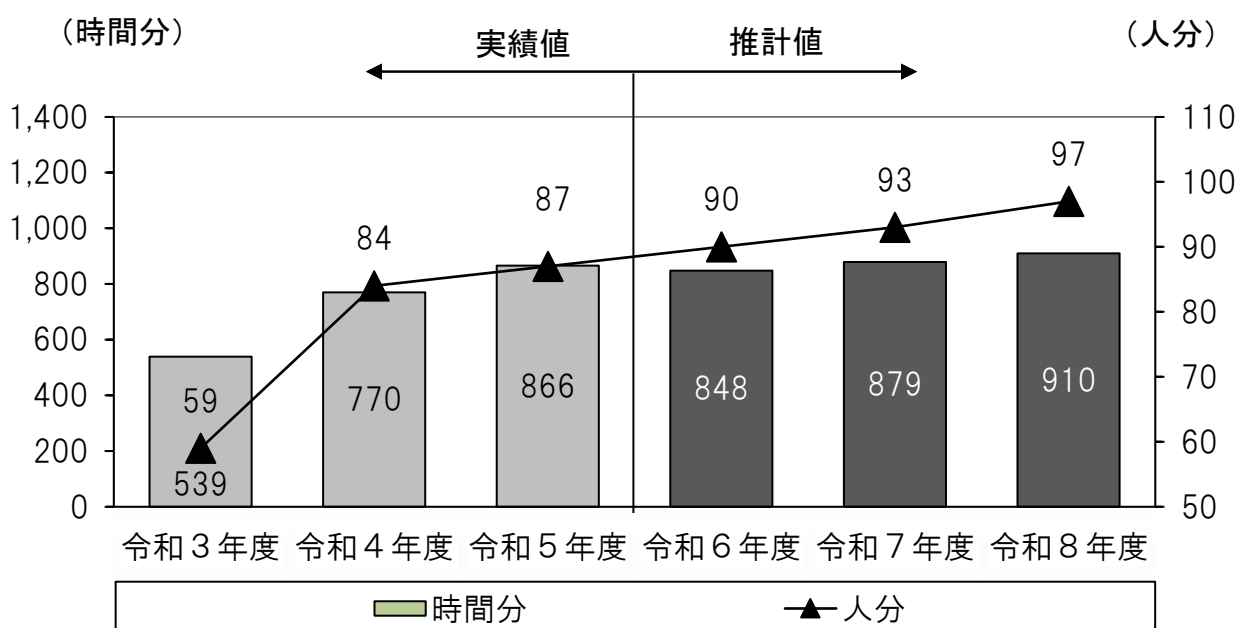
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、令和8年度で97人分/月（910時間分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間分/月	実績	539	770	866	—	—	—
	計画値	931	931	931	848	879	910
	計画比	57.8%	82.7%	93.0%	—	—	—
人分/月	実績	59	84	87	—	—	—
	計画値	95	95	95	90	93	97
	計画比	62.1%	88.4%	91.6%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



⑩地域活動支援センター

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センター	障がいのある人などに創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行います。

【利用実績】

実施か所数は各年度で変化はなく、3か所となっています。

利用人数は17人分/月程度で推移しており、計画値と比較すると、各年度において計画値を上回っている状況です。

【サービスの見込み量】

実施か所数については、これまでどおりの各年度3か所を見込みます。利用人数は、これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、令和8年度で19人分/月を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	実績	3	3	3	—	—	—
	計画値	3	3	3	3	3	3
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
人分/月	実績	16	17	17	—	—	—
	計画値	15	16	17	18	18	19
	計画比	106.7%	106.3%	100.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

(2) 任意事業

①福祉ホーム事業

サービス名	サービスの概要
福祉ホーム事業	障がいのある人の地域生活を支援するため、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な支援を行います。

【利用実績】

実施か所数は各年度で変化はなく、1か所となっています。

利用人数は3人分/月程度で推移しており、計画値通りとなっています。

【サービスの見込み量】

実施か所数・利用人数ともに、これまでの実績から、それぞれ1か所、3人分/月を各年度で見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	実績	1	1	1	—	—	—
	計画値	1	1	1	1	1	1
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
人分/月	実績	3	3	3	—	—	—
	計画値	3	3	3	3	3	3
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

②障がい者入浴サービス事業

サービス名	サービスの概要
障がい者入浴サービス事業	身体に障がいのある人の地域生活を支援するため、居宅を訪問し入浴サービスを提供します。

【利用実績】

利用人数については、各年度 2 人分/月の利用があり、利用回数については令和 3 年度と令和 4 年度は 12 回/月でしたが、令和 5 年度は減少しています。

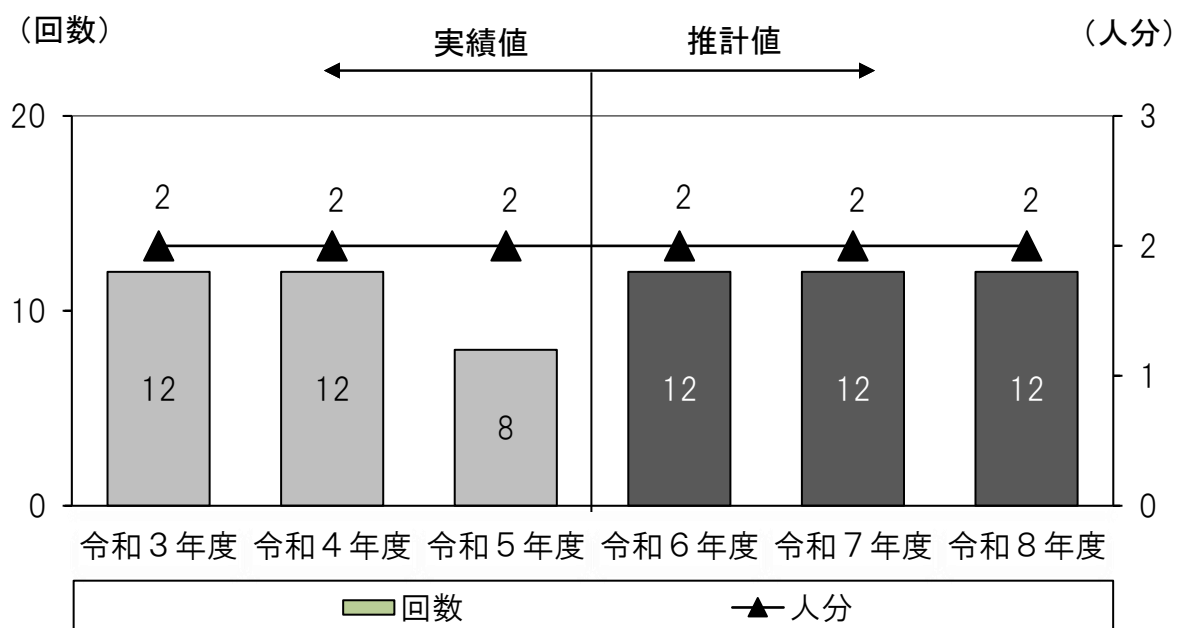
【サービスの見込み量】

週 2 回の上限があり、これまでの実績から、各年度で 2 人分/月 (12 回/月) を見込みます。

単位	進捗度	第 6 期障がい福祉計画 (実績)			第 7 期障がい福祉計画 (見込み)		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
回数/ 月	実績	12	12	8	—	—	—
	計画値	13	13	13	12	12	12
	計画比	92.3%	92.3%	61.5%	—	—	—
人分/ 月	実績	2	2	2	—	—	—
	計画値	2	2	2	2	2	2
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和 3 年度、令和 4 年度は 3 月実績、令和 5 年度は 6 月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



③日中一時支援事業

サービス名	サービスの概要
日中一時支援事業	障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。

【利用実績】

利用時間、利用人数ともに減少傾向にあり、各年度において計画値を下回っています。

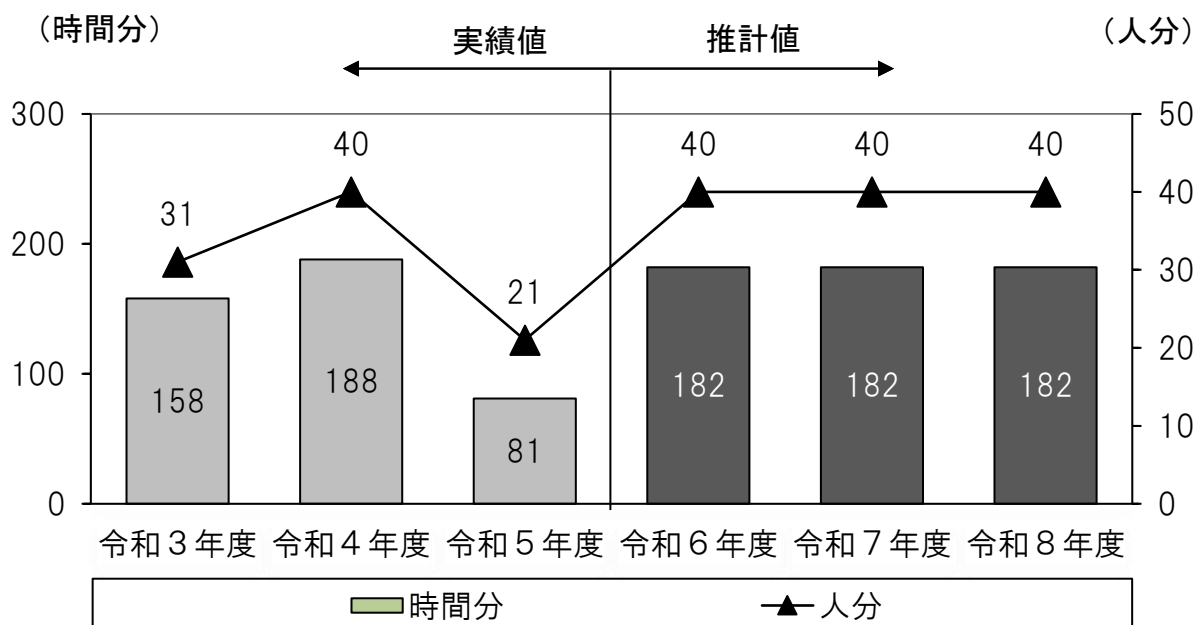
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、各年度で 40 人分/月（182 時間分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第6期障がい福祉計画（実績）			第7期障がい福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間分 /月	実績	158	188	81	—	—	—
	計画値	196	196	196	182	182	182
	計画比	80.6%	95.9%	41.3%	—	—	—
人分 /月	実績	31	40	21	—	—	—
	計画値	37	37	37	40	40	40
	計画比	83.8%	108.1%	56.8%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



第4章 児童福祉法に基づくサービスについて

1 提供体制の確保に係る目標

障がいのある児童の健やかな育成を図るため、本計画期間において必要な障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を、国の基本指針に基づくとともに、本市や乙訓圏域の実情を考慮し、次のとおり設定します。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	●児童発達支援センターの設置
	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上（単独での設置が困難な場合には圏域で）設置することを基本とする。

令和8年度末の目標値	圏域での設置
------------	--------

児童発達支援センターは、児童発達支援事業を実施するとともに、専門機能を活かし、相談支援や保育所等訪問支援等の地域支援を合わせて行う中核的な療育支援施設です。

令和5年度現在、本市や乙訓圏域には児童発達支援センターはありませんが、乙訓圏域での設置に向けて、利用者のニーズを把握しながら、圏域の課題やセンターに求める機能及び必要な体制等について検討を進めていきます。

国の基本指針	●保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
	令和8年度末までに、全ての市町村において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

令和8年度末の目標値	利用できる体制の継続
------------	------------

乙訓圏域においては、保育所等訪問支援を提供する事業所が3か所設置されており、引き続きニーズの把握や関係機関との調整を進め、支援を必要とする児童にサービスを利用いただけるよう取り組んでいきます。

国の基本指針	<p>●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（単独での確保が困難な場合には圏域）に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p>
--------	---

令和8年度末の目標値	圏域での提供体制の継続
------------	-------------

乙訓圏域にはすでに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所があり、重度の障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童が通所し、必要な支援を受けています。

今後も支援を必要とする児童に、サービスが適切に提供されるよう取り組んでいきます。

国の基本指針	<p>●医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各市町村（単独での設置が困難な場合には圏域）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
--------	--

令和8年度末の目標値	圏域での設置
------------	--------

これまで乙訓圏域では、医療的ケアを必要とする児童の支援について、行政や関係機関で連携を図り、協議を行ってきており、今後も圏域として、関係機関との連携を図っていきます。

また、コーディネーターについては、医療的ケアを必要とする児童の健康を維持し、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとして、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施する京都府や、サービス提供事業所や相談支援事業所などの関係機関と連携し、配置について検討を行います。

2 サービス見込み量と確保の方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

■障害児通所支援・障害児相談支援の概要

サービス名	サービスの概要
①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
②医療型児童発達支援	上下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に、児童発達支援に加え、治療を行います。
③放課後等 デイサービス	放課後や学校休業中において、生活能力向上の訓練や創作活動などを行います。
④保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童が、集団生活に適応できるよう支援します。
⑤居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。
⑥障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成などにより、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。

■見込み量確保のための方策

障がいのある児童の健やかな育成と発達支援を図るため、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、関係機関と連携して支援体制の一層の強化に努めていきます。

また、サービス提供事業所や相談支援事業所などの関係機関との連携会議を開催するなど、支援を必要とする児童とその家族に対する情報提供や関係機関との情報共有を図り、早期療育につなげることで、発達の段階や障がいの状態など個々の状況に応じた適切なサービスの提供に努めていきます。

障害児相談支援については、安定的な事業運営となるよう、国や京都府に対して報酬の見直しを求めています。

また、相談支援専門員の育成やスキルアップに向け、関係機関と連携して取り組むとともに、支援を必要とする児童が、必要な時に必要な支援を受けられるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。

①児童発達支援

【利用実績】

利用日数、利用人数ともに令和4年度まで増加傾向になっていますが、令和5年度で減少し、460人日分/月、119人分/月の利用となっています。

計画値と比較すると、利用日数、利用人数ともに令和4年度まで計画値を上回っていますが、令和5年度は下回っています。

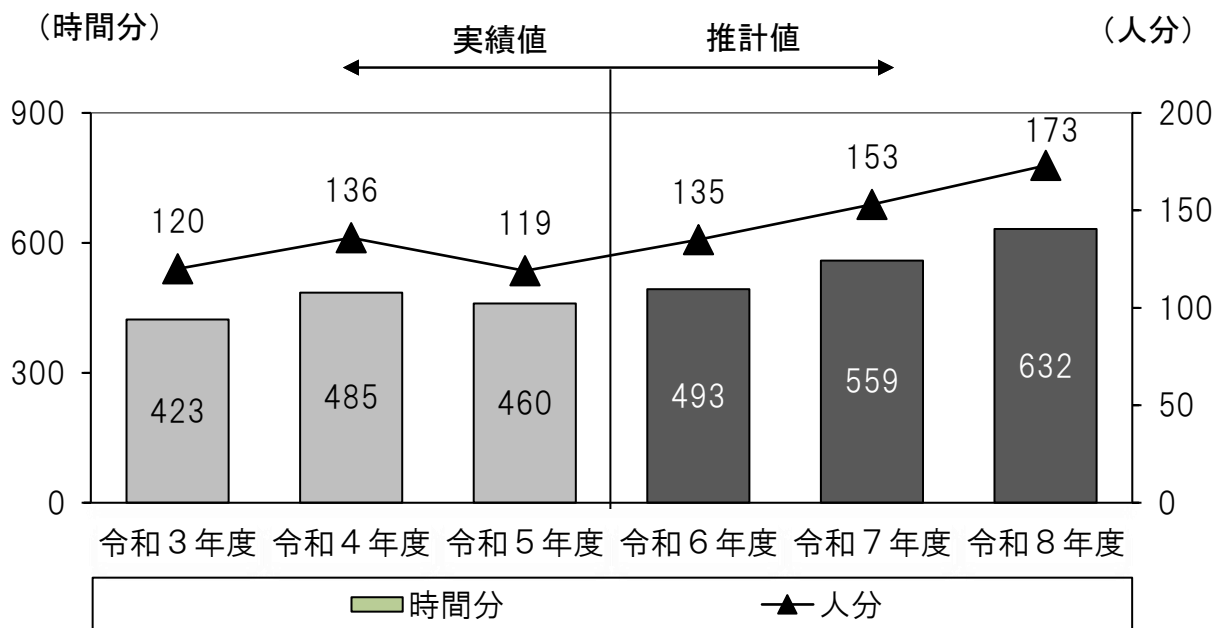
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果、未就学児人口の推移を踏まえ、令和8年度で173人分/月（632人日分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第2期障がい児福祉計画（実績）			第3期障がい児福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	423	485	460	—	—	—
	計画値	405	486	579	493	559	632
	計画比	104.4%	99.8%	79.4%	—	—	—
人分 /月	実績	120	136	119	—	—	—
	計画値	100	120	143	135	153	173
	計画比	120.0%	113.3%	83.2%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



②医療型児童発達支援

【利用実績】

利用日数については、令和4年度まで増加傾向になっていますが、令和5年度の利用実績はありません。

利用人数については、令和4年度まで横ばいになっていますが、令和5年度の利用実績はありません。

【サービスの見込み量】

これまでの実績から、各年度で1人分/月（11人日分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第2期障がい児福祉計画（実績）			第3期障がい児福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	8	11	0	—	—	—
	計画値	3	3	3	11	11	11
	計画比	266.7%	366.7%	0.0%	—	—	—
人分 /月	実績	1	1	0	—	—	—
	計画値	1	1	1	1	1	1
	計画比	100.0%	100.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

③放課後等デイサービス

【利用実績】

利用日数、利用人数ともに年々増加傾向にあり、令和5年度で利用日数は2,361人日分/月、利用人数は245人分/月となっています。

計画値と比較すると、利用日数、利用人数ともに令和4年度まで計画値を上回っていますが、令和5年度は下回っています。

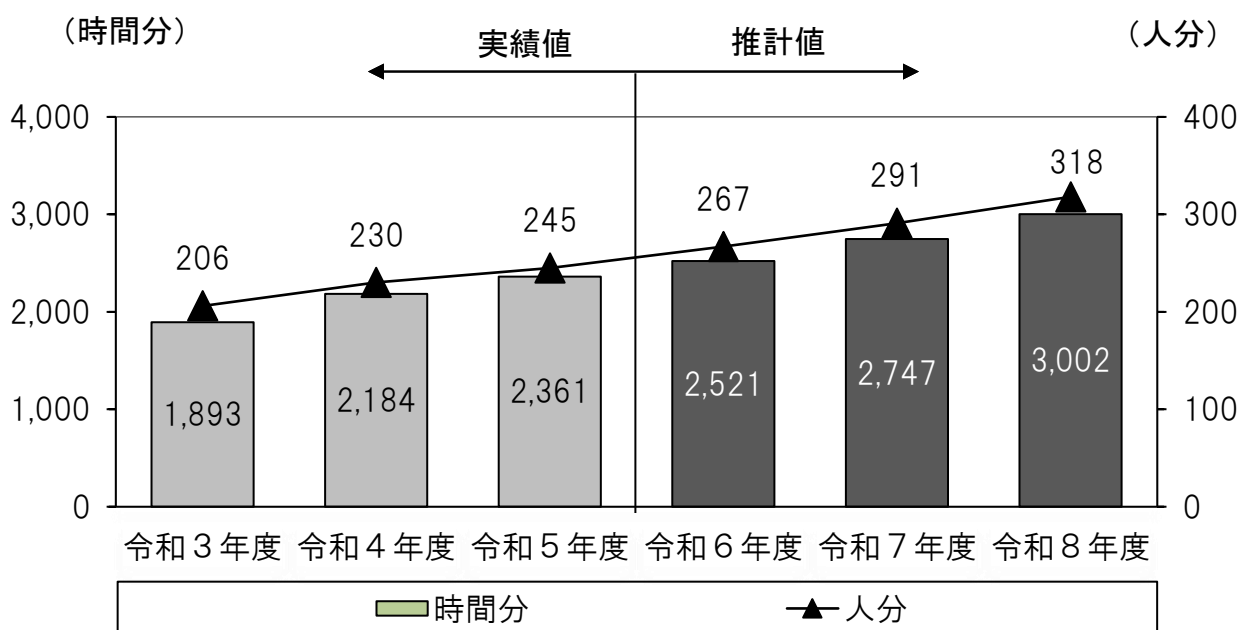
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、令和8年度で318人分/月（3,002人日分/月）を見込みます。

単位	進捗度	第2期障がい児福祉計画（実績）			第3期障がい児福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	1,893	2,184	2,361	—	—	—
	計画値	1,799	2,071	2,380	2521	2747	3002
	計画比	105.2%	105.5%	99.2%	—	—	—
人分 /月	実績	206	230	245	—	—	—
	計画値	192	221	254	267	291	318
	計画比	107.3%	104.1%	96.5%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



④保育所等訪問支援

【利用実績】

利用日数、利用人数ともに減少傾向にあり、令和5年度で利用日数は1人日分/月、利用人数は1人分/月となっています。

【サービスの見込み量】

これまでの実績から、各年度で3人分/月(3人日分/月)を見込みます。

単位	進捗度	第2期障がい児福祉計画（実績）			第3期障がい児福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	3	0	1	—	—	—
	計画値	2	2	2	3	3	3
	計画比	150.0%	0.0%	50.0%	—	—	—
人分 /月	実績	3	0	1	—	—	—
	計画値	1	1	1	3	3	3
	計画比	300.0%	0.0%	100.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

⑤居宅訪問型児童発達支援

【利用実績及びサービスの見込み量】

第2期計画期間中の実績はありませんが、各年度で1人分/月(5人日分/月)を見込みます。

単位	進捗度	第2期障がい児福祉計画（実績）			第3期障がい児福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分 /月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	5	5	5	5	5	5
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
人分 /月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	1	1	1	1	1	1
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

⑥障害児相談支援

【利用実績】

年間の総実利用者数を「12（か月）」で除した実利用数を利用実績としており、利用人数は増加傾向にあります。

計画値と比較すると、令和4年度まで計画値を上回っていますが、令和5年度は下回っています。

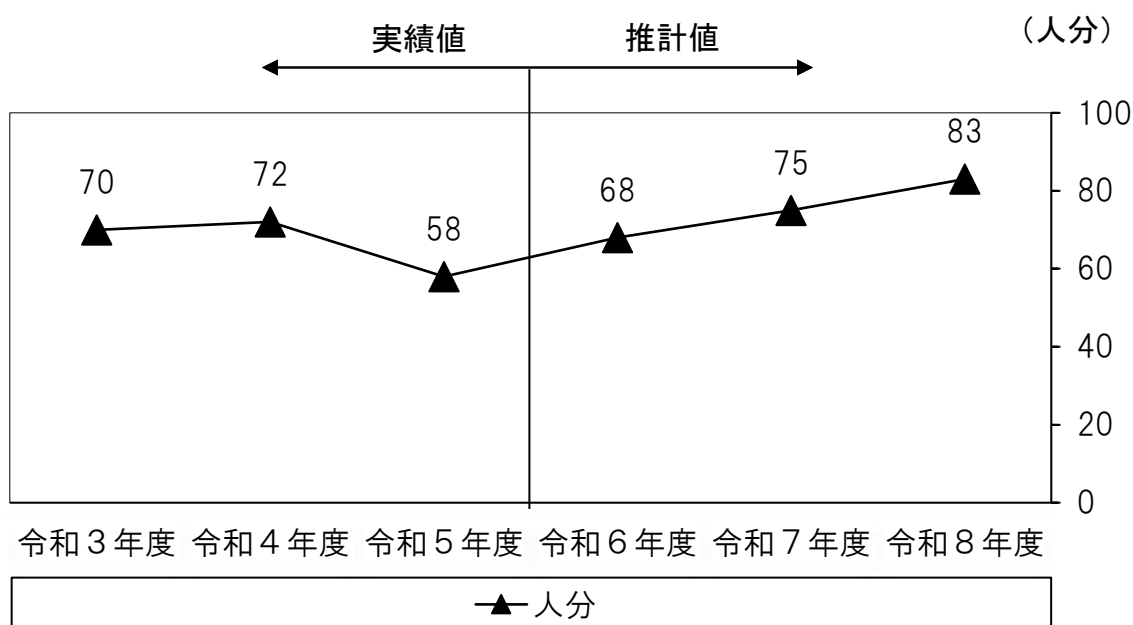
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果から、新規利用者や更新者の人数を勘案し、令和8年度で83人分/月を見込みます。

単位	進捗度	第2期障がい児福祉計画（実績）			第3期障がい児福祉計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分 /月	実績	70	72	58	—	—	—
	計画値	49	57	67	68	75	83
	計画比	142.9%	126.3%	86.6%	—	—	—

資料：障がい者支援課（令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



(2)「子ども・子育て支援等」の定量的な目標

国の基本指針では、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルーシブ）を推進するため、都道府県及び市町村において障がいのある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備を行うものとされています。

本市においては、これまでから、保育所や放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）等の子ども・子育て支援等における障がいのある児童の利用ニーズの把握に取り組み、利用を希望する児童が必要なサービスを利用できるよう努めてきました。

今後も引き続き、希望に沿った利用ができるよう受け入れ体制の整備に努めます。

第5章 計画の推進

本計画の推進にあたり、次の点に留意して、計画の着実な推進を目指します。

1 連携体制の充実・理解の促進

障がいのある人やその家族の生活を支えていくためには、保健・医療・福祉・教育・雇用など多様な分野の連携が不可欠であり、庁内関係各課との連携体制の充実を図ります。

障害福祉サービス等の確保にあたっては、乙訓2市1町や京都府が連携し、協力して取り組んでいくことが重要であり、連携や協力体制の充実に努めます。

また、圏域の課題の共有と解決に向け、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や基幹相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所等の関係機関との連携を推進するとともに、個別の関係者会議等を通じて、連携体制の充実を図ります。

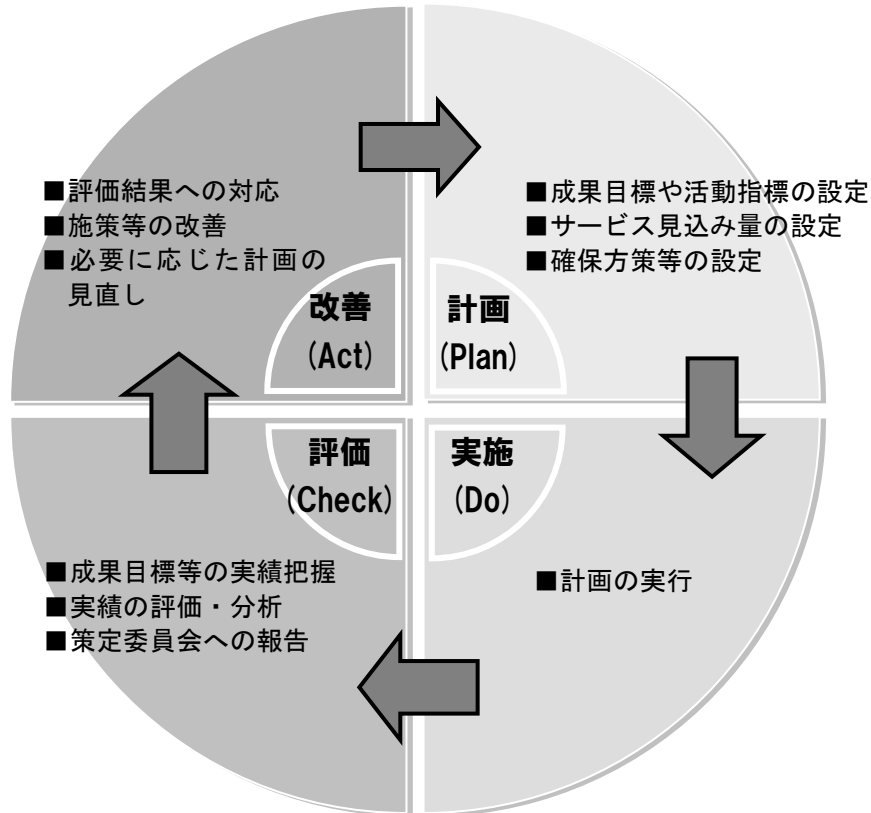
障がいのある人もない人も地域の一員として、いきいきと共に暮らせるまちづくりを進めていくには、相互の理解を更に深めていくことが重要です。そのため、様々な機会を通じて広報や周知を行うとともに、啓発活動を実施する団体を今後も支援し、計画の推進を図ります。

2 計画の進捗管理と評価

本計画をより実効性のあるものにするため、本計画では、PDCAサイクルに沿って事業を実施します。各事業の進捗状況や成果目標の達成状況については、年に1回以上、実績を把握するとともに、向日市障害者計画策定委員会において障がい者施策や関連施策の動向も踏まえた分析と評価を行い、必要がある場合には、計画の変更や事業の見直し等を行います。

○●PDCAサイクル●○

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Act（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



3 国や京都府への働きかけ

本計画を推進するために、法制度の改正や整備、広域的な事業の実施が効果的であると判断したのものについては、国や府に必要な対策や支援などの要望を行っていきます。

また、厳しい財源状況にある中、事業の実施や体制の整備を適正に行うために必要な財源については、国や府にも一定の負担が求められます。今後も引き続き、確実な財源措置が行われるよう、国や府に対して必要な要望を行っていきます。

資料編

1 向日市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者の総合的な福祉施策を計画的に推進し、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画を策定するため、向日市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画の推進に関すること。
- (3) その他障害者計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明させ又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 16 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 30 日告示第 48 号)

この告示は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日告示第 24 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日告示第 36 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 5 日告示第 86 号)

この告示は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 33 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 向日市障害者計画策定委員名簿（敬称略）

◎委員長 ○副委員長

氏名	所属名・職名
◎ 田村和宏	立命館大学産業社会学部 教授
○ 池田広記	乙訓医師会 理事
大橋瑞己	乙訓歯科医師会
山本啓子	向日市身体障害者協会 会長
久保川真理子	乙訓の障害者福祉を進める連絡会
増田弘子	乙訓の障害者福祉を進める連絡会
河嶋邦子	乙訓やよい会
井上大	乙訓ひまわり園地域連携室 室長
井上讓	乙訓障害者支援事業所連絡協議会
清水陽一	向日市社会福祉協議会 会長
亀山明子	向日市民生児童委員連絡協議会
岡田弥寿子	市民公募委員
辻知也	京都府乙訓保健所福祉課 課長
中山彩子	京都府立向日が丘支援学校 総括主事
山田洋平	乙訓圏域障がい者自立支援協議会
太田明美	向日市教育部 指導主事

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

3 策定経過

期日等	内 容
令和4年9月16日～10月11日 アンケート調査	市内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人を対象に、生活状況や考え、ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施
令和4年9月16日～10月11日 事業所調査	障害福祉サービス等を提供している事業者に対して、市民へのサービス提供状況や今後のサービス展開への意向等を把握するため、アンケート調査を実施
令和5年7月27日 第1回障害者計画策定委員会	(1) 計画の概要 (2) 計画策定の手順・スケジュール (3) 向日市の現状及びアンケート調査報告 (4) 計画の骨子
令和5年9月25日～10月4日 障がい児者団体へのヒアリング調査	障がい者施策に関係する障がい児者団体に対して、障害福祉サービス等のニーズや生活実態を把握するため、事前にアンケート調査を実施し、その結果をもとに、団体ごとにヒアリング調査を実施
令和5年11月15日 第2回障害者計画策定委員会	(1) アンケート調査結果等について (2) 基本理念、障害者総合支援法に基づくサービス等について (3) 児童福祉法に基づくサービス等について
令和6年1月5日～2月5日 パブリックコメント	計画について市民から広く意見を募集するため、パブリックコメントを実施
令和6年2月20日 第3回障害者計画策定委員会	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第7期向日市障がい福祉計画・第3期向日市障がい児福祉計画最終案について (3) 第3次向日市障がい者計画進捗状況について (4) 第6期向日市障がい福祉計画・第2期向日市障がい児福祉計画進捗状況について

4 各種サービスの内容及び乙訓圏域における施設数

(1) 障害福祉サービスの内容及び施設数

サービス名		内容	乙訓圏域の施設数	
			向日市	向日市以外
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排泄・食事などの介護や調理・洗濯などの家事を行います。	17	29
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいのある人で、常に介護が必要な人に、自宅や入院中の医療機関で入浴・排泄・食事などの介護から外出時の介護までを総合的に行います。	14	21
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄や食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。	1	7
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動する際に困難が伴い、常に介護を必要とする障がい児者に対して、行動する時の危険を回避するための援助や外出時の介護を行います。	7	13
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障がいのある人の中で、四肢麻痺などのため介護の必要性が非常に高いと認められた人に対し、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助などのサービスを包括的に提供します。	0	0
日中活動系サービス	生活介護	常に介護が必要な障がいのある人に対して、昼間に障害者支援施設等で入浴・排泄・食事などの介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。	3	12
	自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。	0	0

サービス名		内容	乙訓圏域の施設数	
			向日市	向日市以外
日中活動系サービス	自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供事業者との連絡調整を行うなどの支援を行います。	0	1
	就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行います。	0	1
	就労継続支援 A型	事業者と雇用契約を結び、就労機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。	3	3
	就労継続支援 B型	雇用契約を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。	5	10
	就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。	0	1
	療養介護	医療を必要とする障がい者で常に介護が必要な人に対して、昼間に病院で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。	0	0
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排泄・食事の介護などを行います。	2	7
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な生活力等を補う支援を行います。	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活をしている住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。	1	16
	施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護、生活に関する相談等、日常生活上の支援を行います。	0	1

※サテライト型等を含む

サービス名		内容	乙訓圏域の施設数	
			向日市	向日市以外
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人の心身の状況や環境、サービス利用の意向などを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせを検討し、サービス等利用計画を作成します。	4	13
	地域移行支援	病院や施設から地域生活に移行する人を対象に、住居の確保などの活動を支援します。	1	4
	地域定着支援	地域生活に移行した人が安定した生活を送れるよう、緊急事態の相談などに対応します。	1	3

(2) 地域生活支援事業の内容

サービス名		内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。
	自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援する事業です。
	相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行ったり、権利擁護のために必要な援助を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人などに、手話通訳等の方法により、障がいのある人などその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業	障がいのある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	手話による日常会話に必要な手話語彙（ごい）や手話表現技術の修得者を養成し、意思疎通に支援が必要な人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。

サービス名		内容
必須事業	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人などに創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行います。
任意事業	福祉ホーム事業	障がいのある人の地域生活を支援するため、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な支援を行います。
	障がい者入浴サービス事業	身体に障がいのある人の地域生活を支援するため、居宅を訪問し入浴サービスを提供します。
	日中一時支援	障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。

(3) 障がい児支援サービスの内容及び施設数

サービス名	内容	乙訓圏域の施設数	
		向日市	向日市以外
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	7	5
医療型児童発達支援	上下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に、児童発達支援に加え、治療を行います。	0	0
放課後等デイサービス	放課後や学校休業中において、生活能力向上の訓練や創作活動などを行います。	15	16
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童が、集団生活に適応できるよう支援します。	2	1
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。	0	0
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成などにより、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。	6	5

※施設数は障害福祉サービス等事業所一覧及び障害児通所支援事業所・障害児入所施設等一覧

(京都府障害者支援課・令和6年1月4日現在)を参照

※施設の一覧は「障がい者福祉のてびき」に掲載しています。

第7期向日市障がい福祉計画
第3期向日市障がい児福祉計画

令和6年3月発行

編集・発行：向日市市民サービス部障がい者支援課
〒617-8772 京都府向日市寺戸町小佃5番地の1

TEL：075-874-2574

FAX：075-932-0800